

経 済 労 働 委 員 会 記 録
＜ 第 3 号 ＞

平成23年第2回沖縄県議会（2月定例会）

平成23年3月22日（火曜日）

沖 縄 県 議 会

経 済 労 働 委 員 会 記 録<第 3 号>

開会の日時

年月日 平成23年 3 月 22 日 火曜日
開 会 午前10時 3 分
散 会 午後 4 時 29 分

場 所

第 1 委員会室

議 題

- 1 乙第18号議案 沖縄県中山間地域等直接支払事業基金条例を廃止する条例
- 2 乙第19号議案 沖縄県産業振興基金条例の一部を改正する条例
- 3 陳情平成20年第198号、同第201号、陳情平成21年第123号、同第129号、同第130号、同第174号の 2、同第191号、同第194号、陳情平成22年第15号、同第19号、同第35号、同第36号、同第47号、同第55号、同第56号、同第59号、同第146号、同第180号、同第181号、同第193号、陳情第 2 号、第19号、第29号、第30号、第50号及び第54号
- 4 閉会中継続審査・調査について

出 席 委 員

委 員 長	玉 城 ノブ子	さん
副 委 員 長	瑞慶覧	功 君
委 員	中 川 京 貴	君
委 員	座喜味 一 幸	君
委 員	辻 野 ヒロ子	さん
委 員	具 志 孝 助	君

委	員	仲宗根	悟	君
委	員	当 銘	勝	雄
委	員	渡久地	修	君
委	員	玉 城	満	君
委	員	玉 城	義	和

委員外議員 なし

欠席委員

前 島 明 男 君

説明のため出席した者の職・氏名

農 林 水 産 部 長	比 嘉 俊 昭 君
村 づ くり 計 画 課 長	玉 城 肇 君
森 林 緑 地 課 長	謝 名 堂 聡 君
漁 港 漁 場 課 長	増 村 光 広 君
観 光 商 工 部 長	勝 目 和 夫 君
産 業 振 興 統 括 監	上 原 勝 則 君
産 業 政 策 課 長	安 里 肇 君
商 工 振 興 課 長	登 川 安 政 君
雇 用 労 政 課 長	湧 川 盛 順 君

○玉城ノブ子委員長 ただいまから、経済労働委員会を開会いたします。

乙第18号議案、乙第19号議案の2件、陳情平成20年第198号外25件及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として、農林水産部長及び観光商工部長の出席を求めております。

まず初めに、乙第18号議案沖縄県中山間地域等直接支払事業基金条例を廃止する条例について、審査を行います。

ただいまの議案について、農林水産部長の説明を求めます。
比嘉俊昭農林水産部長。

○比嘉俊昭農林水産部長 平成23年第2回沖縄県議会定例会の議案書に基づき、御説明させていただきます。

それでは、議案書（その3）の47ページをごらんください。

乙第18号議案沖縄県中山間地域等直接支払事業基金条例を廃止する条例について、その概要を御説明いたします。

中山間地域等直接支払事業は、中山間地域等の傾斜地や遠隔離島の農業生産条件不利地域において、農業生産活動を継続して行う農業者等に対し当該地域の条件や面積に応じて補助金を交付する事業であり、平成21年度までは全額を基金に積み立て、この基金から市町村を通して交付することとされてきました。

平成22年度からは、基金に積み立てる方式が廃止され、単年度ごとにその所要額が交付されることとなったことから、沖縄県中山間地域等直接支払事業基金条例を廃止する必要があります。以上が本件の概要であります。

よろしく御審査のほどお願いします。

なお、当該事業の概要につきましては、お手元に資料を配付しておりますので、引き続き村づくり計画課長から説明させていただきたいと思っております。

○玉城肇村づくり計画課長 お手元に1枚紙のカラーの資料を配付いたしましたのでそれに沿って御説明いたします。中山間地域等直接支払事業は、中山間地域等の傾斜地や遠隔離島の農業生産条件の不利地域において、農業者等の協定に基づいて農業生産活動を継続して行う農業者等に対し当該地域の条件及び面積に応じて直接支払う交付金として交付しております。なお、この事業は平成12年度に始まり、平成12年度から平成16年度の第1期対策、平成17年度から平成21年度の第2期対策、平成22年度から平成26年度の第3期対策として行っております。第1期、第2期の平成21年度までに13億7000万円余りの交付を行っております。毎年平均ですと1億3000万円程度を1年間で交付しております。交付対象農用地としては、農業振興地域内における農用地区域内で1ヘクタール以上のまとまった団地を対象としております。その中には急傾斜地、緩傾斜地、知事特認の3タイプがあり、急傾斜地については勾配が15度で27%程度、緩傾斜地については8度で14%相当、知事特認については知事が認めた事項ということで自然的、経済的、社会的な条件が不利な地域、具体的に申しますと土地生産性が低いところ、あと遠隔地で沖縄本島よりおおむね100キロメートル以上の遠隔地を対象とする。あとは作物の特化割合で、さとうきび、水稻、

いも及び肉用牛など特定の作物しか生産できないところを対象に知事特認として設定しております。負担割合については、急傾斜地及び緩傾斜地につきましては国が2分の1、県が4分の1、市町村が4分の1という負担区分になっております。また、知事特認については国が3分の1、県が3分の1、市町村が3分の1となっております。交付対象者については、対象農用地区域内において集落協定等を締結し5年以上継続して農業生産活動を行う農業者等となっております。協定の内容としては、協定対象となる農用地の範囲を設定すること、集落の将来像及び5年間の活動計画を設定すること、協定で取り組む活動内容及び役割分担などを設定すること、そういった集落協定を締結したところに交付を行っております。交付金の使途については、必須事項と選択事項に分かれています。必須事項としては、耕作放棄地の防止活動、水道や農道等の管理活動。選択事項としては、多面的機能を高める活動—例えば体験農園とかグリーンツーリズムの展開、あと環境保全活動等があります。配付資料の中に写真が載っていますが、こういう形で集落内で草刈りを行う、継続的に農業生産活動を行うために共同利用機械の購入を行う、多面的機能を増進する活動を行うため景観作物の植え付けなどといったものを行っております。以上が中山間地域等直接支払事業の概要でございます。

○玉城ノブ子委員長 農林水産部長及び村づくり計画課長の説明は終わりました。

これより乙第18号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

当銘勝雄委員。

○当銘勝雄委員 平成22年度から廃止されるということですが、これにかわる何かが出てくるのですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 事業内容そのものは変わらずに、今まで基金として積み立てて支出していたものが、毎年単年度ごとに予算化されるということで、内容そのものは変わりません。

○当銘勝雄委員 先ほど、単年度で言えば1億円くらいかとおっしゃっていましたが、その額は変わらないということですか。

○比嘉俊昭農林水産部長　ほとんど変わりません。

○当銘勝雄委員　なぜ基金制度にしないで、言うならば直接支払いになったのですか。

○玉城肇村づくり計画課長　これに関しましては、平成22年3月31日付農林水産省中山間地域振興課長名で中山間地域等の直接支払制度に係る基金の廃止という通知がございまして、それを受けて県のほうで基金を廃止して、補助金を交付する形に移行する手続をしているところであります。

○当銘勝雄委員　それはわかりますが、なぜそうするのですか。基金制度ではなくて、直接支払いに変えていくという理屈は何ですか。国からそういった通知があった理屈は何ですか。

○玉城肇村づくり計画課長　これに関しましては、まず国が平成22年度からいろいろな流れの中で事業の仕分けや仕組みが変わりました。そういった中で直接基金を積み立てて、それからまた切り崩して交付するよりは、まず補助金として流したほうがスムーズに事業が執行できるということで、この基金制度を廃止して補助金制度に切りかえたと聞いております。

○当銘勝雄委員　いま一つ意味がわかりません。そうすると基金を通じずに直接支払いしたほうがいいということのようですが、皆さんが執行するに当たって基金の場合は、急傾斜と緩傾斜の2つについては国2分の1、知事特認事項については国3分の1となっています。そうすると補助事業に変わっていくとなると、場合によって国はこの2分の1を教育予算の負担金みたいに削っていくという前提があるのではないですか。

○比嘉俊昭農林水産部長　そのところは我々としてもはっきりとはわかりかねます。基金が廃止されても、従前どおり予算についてはしっかり確保してほしいという、事業そのもの平成26年度まで一応は第3期としては想定されていますので、県としては引き続きその予算については、基金であろうと直接であろうとしっかり確保してほしいということは要望していきたいと思います。

○当銘勝雄委員　恐らく、私が思うに2分の1の今の基金事業となると、国が

直接やると義務づけされているが徐々にこの予算ありませんという方向に行くのではないかと懸念しています。これはぜひ皆さんも国にしっかりとした予算要求をお願いしてもらいたいということです。次に知事特認事項についてお聞きします。先ほど自然的、社会的不利な地域と説明がありましたが、これまで大体、沖縄県内では離島地域が中心になると思うのですが、どういう地域で執行してきたのですか。

○玉城肇村づくり計画課長 現在までの知事特認というのは、先ほど申しましたように、遠隔離島ということで100キロメートル以上、あと生産性の低いということと、作物に特化したということで対象市町村としましては、伊平屋村、伊是名村、北大東村、南大東村、多良間村、竹富町、与那国町を対象としております。

○当銘勝雄委員 栗国村とか近海離島は入っていなかったが、これらは遠隔離島ではないという意味ですか。

○玉城肇村づくり計画課長 知事特認を設定する段階で、平成12年度から第1期対策をスタートしております。その段階でまず知事特認としては県知事が指定しまして、それを第三者機関で諮問・答申を行いまして国と協議をします。そして国の中においても、また第三者機関の意見を聞いて、その調整結果を通知するという仕組みがございました。ただ、その中で平成23年度に向けて現在の知事特認というものをもっと規模拡大していこうということで、県として18市町村一すべての離島市町村に対して、知事特認ができるように今現在調整しているところであります。

○当銘勝雄委員 当然だと思います。例えば仮に、先ほど自然的、社会的不利なものに加えて距離的とありましたが、確かに沖縄本島から見れば距離的には近いかもしれませんが、これは全国的な我が国から見ればみんな遠隔離島です。そういう意味での対応をすべきだと思います。それから交付金の使途の中に、下に例示が3つほど出ていますが、先ほど耕作放棄地の解消についても、この皆さん方に位置づけるということなのですが、これは耕作放棄地というのは、むしろ国や県が主体的に取り組むべきものであって、この皆さん方にやりなさいというのは本末転倒ではないかと思うのですが、どう思いますか。

○玉城肇村づくり計画課長 耕作放棄地の解消につきましては、耕作放棄地再

生事業において、耕作放棄地から既耕地に変えるような形で今現在進めております。この中山間地域等直接支払事業に関しましては、耕作放棄地を発生させないような地域の取り組みを行うということで、営農を続けられるための支援という形になっております。

○当銘勝雄委員 そうすると、耕作放棄地になったものを解消するための活動というか、そういうものよりも予防策が中心ですよということですか。

○玉城肇村づくり計画課長 基本的には、そういうことになっております。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

渡久地修委員。

○渡久地修委員 この表にある①急傾斜、②緩傾斜、③知事特認とあるのですが、それぞれの交付を受けている人数、金額について教えてください。先ほど遠隔離島は伊平屋島、伊是名島とかありましたが、地域、大体どういったものか、まず実情を教えてください。

○玉城肇村づくり計画課長 平成22年度で申しますと、急傾斜地に関しましては名護市で1カ所、そして交付額としましては約200万円程度、面積が19.6ヘクタール、あと協定に参加されている農業者等に関しましては45名です。あと知事特認に関しましては伊平屋村、伊是名村、南大東村、北大東村、多良間村、与那国町の6市町村となっております。そして平成22年度の交付額としましては、6市町村合わせて約1億2600万円ということになっております。あと協定用地面積としましては約3600ヘクタール、協定参加者としましては1139名となっております。全体で1184名となっております。急傾斜地は45名、知事特認が1139名、合わせて1184名です。

○渡久地修委員 ②緩傾斜はないのですか。

○玉城肇村づくり計画課長 緩傾斜は平成22年度の対象としては入っておりません。

○渡久地修委員 今までは基金に一たん積み立ててそこから出していました。今度からは直接交付ということになるということなのですが、これまでの制度

というのは基金に積み立てて、この基金は取り崩し型で単年度で全部ゼロになるという基金なのですか。それともこれまでの残高があるのですか。

○玉城肇村づくり計画課長 ぴったりではないのですが、基本的には基金にきて、それをほとんど切り崩して市町村に交付するという形をとっておりました。それで平成22年度現在としましては、29万円の残額が出るということになっております。

○渡久地修委員 基金に入るということですが、結局は全部使い切るわけですよ。では直接交付ということになると何が変わりますか。いわゆる利用する人たちの使い勝手に関してはどうなるのですか。これが非常に複雑になるとか、先ほどあったような今後減らされていく可能性があるのではないかとか、いろんなものが出てくるのか、全く今までと変わらないのか。

○比嘉俊昭農林水産部長 支払い内容も、先ほど言った平成22年度までは7市町村だったものを拡充するという方向で、今国に対してお願いをしています。それから予算そのものについても一応は従前どおりということです。それから、事業そのものが今、第3次平成26年度までということになっておりますので、これについて我々としても懸念される内容をしっかり、予算確保については取り組んでいきたいと思っております。

○渡久地修委員 先ほど事業仕分けの対象になって、こうなったと言っていました。何が事業仕分けされましたか。いわゆる基金制度でやっていたために膨大な事務費用がかかって、これをなくすために直接支払い方式に変わったのですか。何のためにこうなったのか教えてください。

○玉城肇村づくり計画課長 詳細は今確認中なのですが、基本的には国の大きな柱である行政刷新会議の中では、やはり基金はできるだけ単年度ごとに使うということがあると聞いております。恐らくそういう流れの一つではないのかという感じはします。ただ事業執行については県に入ってすぐ交付ですから、そういう意味では特に基金であるから、直接支払いになったからといって県と市町村は繁雑さが解消されるという話はないと聞いております。

○渡久地修委員 いずれにしても、特に農業者等に不利益にならないように皆さん方ぜひやってもらいたいと思っております。それと、ほかに基金が結構あると思

うのです。県は結構基金というのがいっぱいあって、私は決算特別委員会で取り上げたことがあります。既に役割が終わったのではないかと思うような基金もあるのではないかということで質疑したことがあるのですが、それぞれの担当部署は、自分たちのものは絶対必要ですと皆言うのですが、ほかに皆さんが持っている基金というのは、あとはどんなものがありますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 詳細についてはわかりかねますが、前回の予算特別委員会の中で実は農業改良資金というのがありまして、これは特別会計に置いていましたが、直接沖縄振興開発金融公庫のほうが認定と支払いについては分けたほうがスムーズに行くのではないかという話がありました。もちろん農業改良資金の貸し付けの認定は県で行い、直接お金の出し入れについては沖縄振興開発金融公庫のほうがいいということで、今まであった農業改良資金特別会計は県よりは沖縄振興開発金融公庫がお金を預かるという形で、今は変わったものもあります。

○渡久地修委員 要するに農林水産部で持っている基金というのは、幾つありますか。改善が求められているのが幾らあるかについては聞いていません。

○比嘉俊昭農林水産部長 県で持っている基金については、もう少し詳細確認します。水産関係などもあったのですが、これも単年度、要するに今基金をなくしてやったと。それからあと1点は、中山間地域ふるさと農村活性化基金というのがありまして、これはまだ残っております。あと今回、これを解消することですから、県で持っているのはこれ1件ではないかと思っております。

○渡久地修委員 では農林水産部長、後ほどでいいですから今いろんな制度の変わり目で変動があるようですが、これまであった基金が現在は幾らあるかわかるものを資料としてください。いずれにしましても、ぜひ農業者に不利益にならないようにやってください。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 この事業を基金事業から補助事業に変えるということと、もう一つは、この地域と今政府が進めている農家個別所得補償制度との関係は、

非常に私は重複すると思うのですが、その辺についてはどういう仕分けになっていますか。

○玉城肇村づくり計画課長 知事特認に関しまして、先ほど申しあげましたように平成23年度から18市町村までエリアを拡大していく方向で調整を今進めています。もう一つ、知事特認の国庫に関しましても3分の1から2分の1に変わります。これの背景としましては、平成22年度から進められている農家個別所得補償制度の円滑実施をバックアップするとか、それを補てんするということで、知事特認の広がり及び補助率のかさ上げという形で制度を今見直していると聞いております。

○座喜味一幸委員 今の御説明で何となく少し意味がわかりました。1つはこの事業そのものが農家個別所得補償制度と連携していくときに、今は米ほか6品目しか農家個別所得補償制度の対象になっていませんよね。そしてこの制度がどんどん農家所得に変えられていくときに、極めてそういう中山間地域一さらに不利な条件というのがくるのです。そして、この地域において農家個別所得補償制度の対象作物というのは、幾らくらい入っているのですか。どういう作物がどれくらい入っているのですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 要件としては大豆とかありますが、沖縄県の場合には米が対象になるのではないかと思います。

○座喜味一幸委員 いずれにしましても、この事業は地域にとっては非常に重宝がられていまして、地域の道路、排水路の管理などいろいろな堆肥をつくったりというような事業で非常に有効に使われている事業でして、逆にもっと充実すべきだという思いを持っておりました。そういう意味では、しっかりと逆に制度拡充にいくべきじゃないのかと思います。緩傾斜地域の8度以上の地域というのが今はゼロですし、牧草地だとかパイナップルなどを含めもう少し丁寧に拾い上げてくると、10アール3500円ですね、そういう事業は地域を保全、維持していくという意味において極めて有効だと思いますが、緩傾斜地域を丁寧に拾い上げていくという作業はなぜ進んでいないのですか。

○玉城肇村づくり計画課長 まず知事特認に関しましては、先ほどの平成22年度までは4品目に限定された、特化されたという地域が対象と申しあげましたが、現在見直している18市町村に関しましては、作物がどういった種類という

ことは関係なく、生産コストに格差があると認められれば対象地域とする予定としております。また緩傾斜地域につきましても、当然対象要件には入っています。その場合に集落協定を結ぶということで、5カ年間耕作放棄地にならないように営農を展開するといった活動を地域の農業者が協定を一例えば100名いたら100名で協定を結んでこういった保全活動をし、耕作放棄地を発生しないようにさせますというような協定の中に明記していきます。ただ、その場合に交付に関しては国から県、県から市町村、市町村から農業者の代表の方に交付する形になりますが、その受け入れが、例えば3年後に離農して、あるいは3年後に後継者がいなくなるとか、そういった活動がなかなか進まない地域というのは、なかなか協定が結びづらいという面があると思います。その場合、協定に書かれている活動が例えば中止やできなかった場合に関しては、協定を結んだ年一年度までさかのぼって補助金を返還しないといけないということがあるので、それがしっかりできていないところに関しては、なかなか手を挙げにくいという状況はあるかと思えます。

○座喜味一幸委員 今、日本の森林地域、農村地域において外国からの土地の買収、要するに水源を買ったりというような外資の動きというのが極めてあるという報道等もあります。ですから我々の沖縄県においても、そういう水源を保全する、あるいは重要海岸線を保全するという意味においては、非常に大事な時期になっていると思います。この経済力のない地域というのが、地域を管理する力がない、あるいは経済活動が停滞していくということが結局は投資の穴になっているわけですし、我々はこういう事業を丁寧にきめ細やかにすることによって、地域のいろんな意味での農業・農村の持つ多面的な機能を引き出していく、保全していくことが可能だと思うのです。そういう意味においては非常に私は生産不利地域で、こういう国が責任を持って支援をして、地域を管理していくという意味においては、非常にこの事業に興味があったのです。そういう意味で、どうなんでしょう、我々の沖縄県の農業振興地域、森林地域を含めて、重要地域における外資の投資という状況は把握されていますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 詳細は把握しておりませんが、例えば農地の場合は農業振興地域の整備に関する法律なり農地法で、使う場合は農用地に使うという前提がまずありますので、その辺については我々農林水産部としては、しっかり丁寧に対応していきたいと考えております。ただ森林については、具体的に詳細は把握されておりませんが、そういう話があるようには聞いています。まずはどういう状況にあるのかというのが、把握されていない状況です。

○座喜味一幸委員 森林地域等についても、法律でくくるということが今のところまだ法が整備されていない部分があります。沖縄県の小さな島の中でどういう形で地域を守っていくかということは非常に今後の課題だと思いますので、その辺はしっかりと、時代というものを読んでぜひ細心の注意を払っていくべきだと思います。この事業についてもしっかりときめ細やかな事業を推進するように希望して終わります。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第18号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、農林水産部関係の陳情平成20年第198号外12件の審査を行います。

ただいまの陳情について、農林水産部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

比嘉俊昭農林水産部長。

○比嘉俊昭農林水産部長 ただいまから陳情案件について、処理概要を御説明いたします。

目次をお開きください。

今委員会に付託されております陳情案件は、継続11件、新規2件でございます。

なお、継続陳情8件につきましては、前議会で説明した処理方針と同様の内容となっておりますので、説明を省略させていただきます。

それでは、お手元の陳情処理概要書の7ページをお開きください。

継続案件の陳情番号第15号につきましては、その内容に一部変更が生じたので、追加及び時点修正を行っております。8ページのアンダーラインを引いている部分が、追加及び時点修正を行った箇所でございます。その部分について説明いたします。エ「黒糖」と「黒砂糖」は同義語について検討をしていること、オ平成23年度含みつ糖振興対策事業費予算の増額、などの取り組みが行われています。なお、12ページの陳情番号第56号につきましても、13ページにおいて同様の修正を行っております。

つぎに、17ページをお開きください。

継続案件の陳情番号第146号につきましても、その内容に一部変更が生じたので、時点修正を行っております。アンダーラインを引いている部分が、時点修正を行った箇所でございます。その部分について説明いたします。

一部のダイビング事業者のホームページでは、「美ら海協力金」が任意であることの説明に不十分な表現がありましたので、美ら海連絡協議会のホームページにリンクさせることで対応しております。

つぎに、新規陳情について御説明いたします。

22ページをお開きください。

陳情番号第19号、陳情区分新規、件名ヤンバルの森（国頭村）イタジイ、オキナワウラジログシ等の天然林の保存、伐採・皆伐中止に関する陳情、陳情者平良克之外2人であります。要旨につきましては、省略いたします。

それでは、処理方針について御説明いたします。

ヤンバルの森は、希少な動・植物が生息・生育することから、自然環境の保全は重要であると認識しております。一方、林業は、地域の主要な産業となっており、雇用や定住化に重要な役割を果たすとともに、木材やきのこ等の林産物の供給を通して、他産業の振興や県民生活にも寄与しております。このことから、ヤンバルの森については、自然環境の保全と利活用との調和を図る必要があると考えております。そのため、森林の保全については、保全する区域と、林業生産や自然体験活動として利活用する区域等にゾーニングを行うとともに、収穫伐採につきましては、択伐を含め、さらなる環境保全対策の実施に向けて、関係機関等と連携して検討していきたいと考えております。

つぎに、24ページをお開きください。

陳情番号第54号、陳情区分新規、件名美ら海協力金問題に関する陳情、陳情者長崎毅であります。要旨につきましては、省略いたします。

それでは、処理方針について御説明いたします。

県は、「美ら海連絡協議会」に対して、観光ダイバーには「美ら海協力金」が任意の協力金であることやその趣旨を説明した上で支払いを受けるよう指導しております。「美ら海連絡協議会」では、専用のホームページを立ち上げ、観光ダイバーに対する「美ら海協力金」の趣旨説明と周知対策を行うとともに、会員のダイビング事業者に対して、美ら海連絡協議会のホームページにリンクするよう指導を行っております。その結果、ダイビングショップのホームページで協力金徴収の表示のある49事業者のうち15事業者については、協力金が任意であることを説明しており、34事業者については美ら海連絡協議会のホームページへリンクすることで対応しております。また、美ら海連絡協議会に確認

したところ、オニヒトデの駆除に関しては、国や市の補助金や美ら海協力金などを活用して実施しているとのこと。協力金に係る支出については、平成20年は予算支出はありませんでしたが、平成21年は約1万2千個体を駆除して支出は約15万円、平成22年は約4900個体を駆除して支出は約34万円とのこと。海底清掃に関しては、平成20年から22年に毎年1回行っており、いずれも会員のボランティアで行い、協力金からの予算支出はないとのこと。平成23年については、用船料などの予算化をすることを予定しているとのこと。シャコ貝等の放流事業に関しては、地元の市・村と漁協で構成する宮古地区栽培漁業推進協議会が、タマン、ガザミ、ウニ、シャコ貝の4種で実施しております。宮古三漁協は、同協議会に対して、協力金の一部を活用して、平成20年から22年の3年間で計510万円を拠出しているとのこと。

以上が、陳情処理概要の説明でございます。

よろしく御審査のほどお願いします。

○玉城ノブ子委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

渡久地修委員。

○渡久地修委員 陳情告知に入る前にこのような緊急事態ですので、今回の東北大震災について、県はいろいろな緊急支援活動を本部を立ち上げて取り組んでいますけれども、農林水産部としてどのようなことをやっているのか、ここできちんとお聞きしたいと思います。委員の皆さんの御協力もよろしくお願いしたいと思います。

○比嘉俊昭農林水産部長 全庁的に取り組むということで、知事初めいろいろ取り組んでいるところでございます。農林水産部においては、まず1点目に沖縄県からいろいろ物資を運ぶため、あるいは受け入れをするための対応として、各部局から2名ほど業務に充てる任命を提案しております。それからさらに想定ですが、ある程度落ち着いてきたら復興の話が出てくると思いますので、それに対して漁港関係の技師あるいは農林土木技師について、要請があれば対応

ができるように計画人員の計画配置について今週中には計画をし、いつでも要望があれば対応できる仕組みを考えております。それから、物資の支援について沖縄県で考えられる、あるいは出せる支援物資として1つ目は黒糖、それからシークワサー、レトルト食品といった物を調整をしています。今週には送るようにはしております。

○**渡久地修委員** 直接、向こうに行くときにはほかの部局が中心になると思いますが、食糧支援という点では、原発との関係もあり食糧不足がかなり出てくると思います。そういった中で、生鮮・野菜という物は沖縄県から支援していくものではないかと思いますが、その辺の検討はされていますか。

○**比嘉俊昭農林水産部長** 全国知事会から、沖縄県からはどういった物が出せるのかと要望がありました。沖縄県としてはほかにない物、あるいは黒糖、シークワサー、レトルト食品など、これは畜産関係の物ですが。そういった向こうですぐに使えるものをどうかと提案をしています。恐らく九州知事会、全国知事会で整理がされて沖縄からはこれでいいという話になると思います。要請があればそれなりに対応していきたいと思います。しかし、生鮮物については控えて加工品にしてほしいと要望があります。

○**渡久地修委員** 茨城のハウレンソウなどが出荷停止になってますが、そういう意味では沖縄の野菜の供給体制についても急いで強めていく必要があると思います。野菜はいきなり増産できるものでもないので、今から想定して検討する必要があると思いますが、いかがですか。

○**比嘉俊昭農林水産部長** 委員がおっしゃるとおりです。葉野菜については1カ月・2カ月と短期的にできますし、県の中央卸売市場を持っていますので、そこと少し情報を収集しながら検討していきたいと思います。

○**渡久地修委員** 最後に、被災地は町ごと壊滅状態になっています。水産あるいは農業、いわゆる農地も大変な状態になり、技術者が圧倒的に不足していると思いますのでその辺の対応もぜひ可能な限りやってください。いずれにしてもこの問題は最重要課題としてやっていただきたいと思います。次に新規陳情第19号のヤンバルの森の皆伐の問題です。これは吉葉山でしょうか。これが1月から皆伐、いわゆる1本も残らず全部切るという方式でされると新聞でも大きく報道がありました。私たちは現場も見てきました。1月6日に見てきまし

たが、本当に山が無残な皆伐になっていました。これについては県に申し入れましたけれども、皆さん方が皆伐に関してどのように対応されてきたのか教えてください。

○比嘉俊昭農林水産部長 皆伐については、一定面積をやらないとなかなか採算性との兼ね合いがとれないということもあります。いずれにしても、環境保全の視点から地域によって少し皆伐をせざる得ない部分もあります。やはり、できるだけ環境に優しい対策をとるということで択伐方式等いろいろな方式があります。現在その検討委員会を立ち上げて、どの方法が一番沖縄県にとってよいか検討しております。

○渡久地修委員 検討委員会を立ち上げているということは、皆伐方式は沖縄県の地形には合っていないということで理解していいですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 皆伐方式が、例えば面積500ヘクタールだとなかなか採算が合わないと話があります。地域によっては、皆伐もやらざる得ない小さい面積です。ですからそういった意味では、皆伐する前の面積がどのくらい水面とか、あるいはその択伐の場合はどういう形ですのか、方法論を今検討しているということでございます。

○渡久地修委員 今度の吉葉山については、1月6日に私たち現場を見たときにやっていたので、翌日にすぐ皆さん方に申し入れしました。ところが3月に入ってもまだやっています。この間どういった対応をしましたか。

○謝名堂聡森林緑地課長 宜名真農村有林の伐採につきましては、申請自体が10月から3月25日まででした。2月末時点で約3分の2ほど伐採されていまして、期限が来週までということで、おおむねそのような伐採状況になっているのだと思います。具体的には、御指摘のあった伐採について、我々も現場に出向き森林組合、それから村の方を含め三者で検討会、意見交換会をしまして、現場での指導等を行っております。裸地化した部分については、チップ等で敷ならしをする、ブルーシートを敷くというような指導をしております。また具体的に列状、帯状の間伐等についても検討できないかと提案もしておりますし、途中一度検討会等も実施してございます。

○渡久地修委員 申し入れをした際にこういった話は聞きますが、依然として

3月までやらないとしていますが、ほぼ目標どおり100%に近いだけの皆伐がされようとしているとも聞きました。ちなみにここは、ノグチゲラやヤンバルクイナの生息地だと思います。沖縄県のノグチゲラなどの動物の繁殖時期というのは何月から何月までだと思いますか。

○謝名堂聡森林緑地課長 ノグチゲラの営巣期間ということで、できるだけその期間を避けるように、ということで申し合わせもしております。また、その間の伐採は避けるようにとも指導もしてきてございます。繁殖期間が4月から6月までということで指導しているところです。

○渡久地修委員 この繁殖期間は3月から6月ではないですか。ヤンバルの高江のヘリパットの建設工事の防衛施設局、国、米軍でさえも、3月から6月は繁殖期間であるということでやめています。ですから、4月からという認識は違うと思います。その辺の認識のずれがあると思いますが、いかがでしょうか。

○謝名堂聡森林緑地課長 大保ダムの資料の中で一番早い時期が3月の下旬あたりから、というようなことがわかっております。この件については3月の下旬からということで、大保ダムの資料の中には出ているということで聞いております。

○渡久地修委員 沖縄防衛局も名護市辺野古、東村の高江のヘリパット工事を3月からやめています。皆さん方の陳情処理方針には環境に配慮するとあるのに、営巣木も含めて皆伐がされていきました。僕らが現場に行ったときに、切られて野積みになった木の写真を撮ってきました。こういったことは時代に合わないと思います。とにかく皆伐は改めるということで検討していただきたいと思います。次に昨年からずっと費用対効果の問題がありました。きちんと費用対効果が出るように計算して工事をしたはずが、計算が少しずさんだったということで、林道工事を中止しています。そういった点からも費用対効果については当然きちんと計算してやるべきだと思いますが、どうでしょうか。

○比嘉俊昭農林水産部長 林道など公共事業の場合は費用対効果を出してはいますが、この件については費用対効果は出しておりません。

○渡久地修委員 費用対効果がなくてもやり続けるということですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 先ほどもお話ししましたように、公共工事については費用対効果は経済活動になりますので、今のところそこまでは我々としては把握はしてない状況であります。

○渡久地修委員 農林水産部長、この皆伐の目的が何であるかということです。木を切っているいろいろなものに使うと言うけれど、ほとんどチップにされていませんか。それから、切った木で赤土流出防止のために赤土防止のさくをつくっていますが、そもそも木を切らなければ流れないのではないですか。木を切って赤土防止さくをつくり、そのほとんどがチップになっていくという実態があるわけです。これに関しては国からの補助金は出ない。ところが皆さん方が国から補助金をもらい、森林組合に補助を出し、全部択伐したところに1本1本植林する。こういったことが補助金のゆがんだやり方を生みだしていると思います。こういったことは、根本的に見直さないといけないのではないですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 まず、先ほども処理方針の中で説明しましたけれども、1つ目は地域の支援としての活用ということも重要だと思います。そういう意味では、木を切り、それで何かをやり、また新しい木が立ち成長していく。そういった中で、林業という収穫をして生業をしていくというのが1つの流れであります。しかし、委員からありましたように、皆伐にこだわっているということではないです。皆伐をする中で面積の縮小もありますし、択伐方式もあります。択伐の中でもいろんな方式があり、やはり環境と林業と生業をいかに両立させながら、環境に優しいやり方をしていくかということとは変わりません。そういう状況の中で林業の中核、あるいは造林についていろいろ検討しながら進めていきたいと考えております。

○渡久地修委員 昨年ずっと提案していた琉球漆器の活用という点で、11月に皆さん方が主催した、城東小学校での琉球漆器を使った給食会に私参加させていただきましたが、とてもすばらしかったです。私は、沖縄県の材木である琉球漆器をぜひ使って、広めてほしいとずっと主張しています。そういった林業というのは大いにやらなければなりません。ですから、沖縄県の林業の本当のあり方について、私たちはもっと議論したいです。しかし今やっている林業は、山を木を切り倒してチップ化すること。そして木を切り倒した山に木を植える予算が、補助金をもらうことで成り立っているというゆがんだやり方です。これを改めないといけないということを私たちは提起しています。だが、今のような皆伐方式は自然環境を守るという点で改めないといけないと思いま

す。私は天然林の伐採、皆伐はこのような方式から脱皮していく方向で取り組んでいただきたいと思いますのですが、農林水産部長どうですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 処理方針にもありますが、やはりしっかり守るところと、事業を林業と成り立たさなければならぬというゾーン分けをしなければならない。しかし、林業を実施するところは環境への配慮が必要な一方で資材が必要ですので、できるだけ環境に優しい収穫の仕方についてしっかり検討していきたいと思います。

○渡久地修委員 きょうは、東北大震災の問題についても質問がたくさんあるちと思うのでこの辺でとどめておきます。ぜひこの皆伐方式は見直していただきたいと思います。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
当銘勝雄委員。

○当銘勝雄委員 黒糖問題についてたくさん陳情が出ています。陳情第198号、陳情第123号、陳情第129号、陳情第15号、陳情第19号、陳情第36号、陳情第56号、陳情第59号、これに係る話です。せんだって経済労働委員会は石垣市と竹富町、小浜島の黒糖の生産地についても調査をしました。農林水産部や関係者の努力で今現在、黒糖の残高が3000トンくらいまで下がったと聞いて御苦労さまと思うわけではありますが、しかしながら、新たな黒糖が出てきますので、これで喜んでいる場合ではありません。そこで、いろいろと対策は出ていますが、皆さんの示す処理方針では、到底厳しいのではないかと思います。例えば、その一つが黒糖の日の制定です。黒糖の日を定めることで、確かにある程度、黒糖の日だから黒糖を消費しようという気運は高まるかもしれませんが、絶対的な対策にはならないと思います。今、陳情の中にもありますように、伊江島にガムシロップ工場をつくる際に、液糖、粉糖を製造すべきではないか、というようなことがほかの地域から出ています。なぜできなかったのか、そこら辺はどうなんですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 粉糖については、品質の高い粉糖を出しています。一部はかち割りもありますけれども、ブロック、かち割り、粉糖があります。ただ液糖については、やはり製品化されたものが補助金の対象になっているものですから、粉糖、かち割り、ブロックというような状況であります。

○当銘勝雄委員 要するに、今のかち割りの黒糖と液糖、粉糖の消費は少し違ってくるものですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 液糖にしたら、別の角度の消費拡大につながると思います。そういう意味では、現在かち割り、粉糖を対象にしていますけれども、液糖についても対象にできるか、そこのところは今後調整する必要がある課題だと思います。

○当銘勝雄委員 竹富町あるいは宮古島から売れ行きが悪く、さらにそれをつくったならば競合してしまうので、ほかの種類のを生産するべきではないかという要請が出てきています。ですから、国がそういうスタイルの工場を認めていないのかどうなのか、そこら辺はどうなんですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 今、国と議論しているのは、価格の変動があったときにしっかり担保してもらおうということです。これは1つには、農家には一週間以内に原料代が払える仕組み、工場側にはしっかり定期的に精算払いではなく概算払いで支払いができる仕組みを検討すれば、おのずからその生産者、工場からも赤字を出さないような仕組みをつくってほしいと、1つ要望しています。あと、販路拡大の対策としては二通りあると思います。まず1つは、基準がはっきりしていないというところがあります。売り込む場合の1つのものさし、そういう意味では、黒糖とはこういう物、再製糖でつくった物はこういう物、それから黒糖と黒砂糖は物によっては加工糖が黒砂糖になったという物もあるので、しっかりと黒糖の比較をして、消費者に理解してもらい売り込み込む。もう一つは、消費拡大の面について、今黒糖からラム酒やカステラへの利用などの需要拡大の話もあります。これまで、工場が個々で販売していたことで、ある工場が足りないときにほかの工場から回せないことがありました。それは、需要があるが生産が追いつかないことになります。そういう意味では工場を一元管理し、足りないものはここからあるメーカーにも届ける仕組みをつくり、需要とのマッチングを図ることで販売もスムーズになるのではないかと国と検討しています。

○当銘勝雄委員 やはり、同じものをつくと販売量がふえるので、いろいろなスタイルの生産物をつくる。伊江島の工場については新しい工場なので、粉糖や液糖をつくることができるように国にきちんと認めてもらう方向はできな

いのでしょうか。

○比嘉俊昭農林水産部長 粉糖については対象になっていますが、液糖については途中製品になるものですから、そのところが可能かについてはこれから国と話していきたいと思います。

○当銘勝雄委員 それは競合を避けるという意味で必要ですので、頑張ってもらいたいと思います。それから、先ほど農林水産部長からあったように、南大東島ではお酒をつくっていますよね。今あるかわかりませんが、過去石川市あたりでしらすぎという糖蜜を使ったものがありました。必ずしも糖蜜じゃなくても黒糖を使った生産が可能だと思いますが、そのあたりはどうでしょうか。

○比嘉俊昭農林水産部長 今、黒糖でつくっている酒は奄美大島の黒糖酒があります。ただ免許など特別に向こうが認められた形になっています。今、ヘリオス酒造株式会社が持っている免許はラム酒のものです。そういう意味で、黒糖を使ってラム酒ができないかと検討しているところです。

○当銘勝雄委員 基本的に糖分があれば作物でも、植物でも、アルコール発酵させるわけですから砂糖がつくれますよね。そういう意味で、黒糖関係で沖縄県の新しいお酒をつくり、お酒は飲むものもあれば、漬け物にしてみたりいろいろなものがあるわけです。そういった分野は観光商工部だと思いますが、農商工連携でやっていくことが必要だと思います。ですから、試験場が一緒でもいいというものではないと思います。ですから、専門の皆さん方が基本的なアプローチをして、農業試験場は農林水産部でやるものだという話をしています。それにしても新しい製品をつくっていくという対応をしていかないといけないと思います。今後、黒糖の消費拡大について、もちろん頑張ってもらいたいですが、さらに新たな分野の方式についても検討してもらいたいということを要望します。次に新規陳情の第54号、美ら海協力金問題に関する陳情は本当にずっと出ているものです。皆さんの陳情処理の中で、県は美ら海連絡協議会に対して、観光ダイバーには美ら海協力金が任意の協力金であるという趣旨を説明した上で支払い要求をしているとあります。これに対する回答が49事業者のうち15事業者は任意でありますということを説明している、残りの大半はそうでないとか、書いてないというようなことですが、基本的にこれは業界そのものは理解していないのではないですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 あと1つリンクというのは、そこにサーバーがあって、サーバーを押せば34業者については、美ら海協議会が持っているホームページに入れば、きちんと協力金ということで表現をしています。ある意味では、そこを見れるようにリンクされてるということです。

○当銘勝雄委員 それは、私もインターネットを使うのでリンクすることはわかります。リンクしないでも、直接自分たちのホームページに載せておくことこそが、やはり心から任意であるということを確認することにならないですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 15事業者については、協力金ということで、任意であるというような説明がされている。34事業者については、ホームページを見てサーバーから取り寄せができるようになっていきます。いろいろ指導してここまでやってきていますが、委員のおっしゃるように、引き続き34事業者についても15事業者のような形でできないか、これからも指導していきたいと思っています。

○当銘勝雄委員 私も部長時代にこの問題には非常に苦労しましたが、いずれにしてもあれから15年もなるので、これはほんとに大変な問題だと思います。私自身も解決できなかったから、皆さんにどうしてできないかと言いくいですが、ホームページどころかということを含めて、生産者とダイバーがもっと協力的にやる仕組みを考えるべきだと思います。例えば、慶良間島、座間味島などダイビングスポットがたくさんありますが、向こうはそんなに問題にしていけない。つまりどういうことかということ、ダイバー協会に民宿も入る、あるいは漁業者も入るといった形で提供しているわけです。後からの地域はそういう形で提携しあうとことがあるかもしれないが、先に済んでしまったらなかなか難しいかもしれないが、別の方式での連携を考えるべきです。例えば、ダイビング用地、ダイバー用地のために利用者も一緒になって考えます、パンフレットづくりも一緒に考えますとか、そういった形の提携をすることがお互いに支え合っていく方向になると思います。今、必要最小限の分だけ協力しましょうという形になると、なかなかうまくいかないと思うので、そこら辺まで踏み込んでこの問題は解決しないといけないと思います。そのために皆さんも大変でしょうし利用者もダイバーも大変です。こういう形になると問題なので、これ一つ別の視点でもよく議論しながら、あるいはそういう研究をしている地域も調査をしたりして考えてみてください。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

中川京貴委員。

○中川京貴委員 21ページの継続について1点だけお聞きします。屋我地漁港周辺海岸護岸工事について陳情が出ています。先ほど、渡久地委員からも質疑がありましたが、東北関東大震災の話がありましたように、やはり県民の生命と財産を守る立場が我々、県議会にも県にもあると思います。今、名護の国道58号線沿いに護岸工事があつて、これも少し何かに出ていましたけど、工事をストップしてほしいという要望があり、もめているということでした。やはり自然環境も大切なんですけど、それ以前に県民の生命を守る立場から、県として経過処理方針について、私が疑問に思っていることを農林水産部長にお聞きします。事業主体である名護市が行うべきと考えている、私もそうだと思っています。これは、名護市が必要だと思ひその事業を国に要請したものであり、地元が要請した事業だと思っています。しかし、それを県がだめだととめることが可能なのか、農林水産部長にお聞きしたいと思います。

○増村光広漁港漁場課長 今、委員がおっしゃられたように、本事業は名護市が国に対して整備要望を出して、予算自体も県を経由せず、国から直接市に行く事業ですので、県がその事業の執行をとめる云々とういうことはできないと、執行の立場ではできないと思っています。

○中川京貴委員 もし、この事業がだめならば名護市がとめるべきであつて、県がそういったことができる権限があるのかと疑問に思ひ、きょうお聞きしました。それともう一つ、私が県の立場として農林水産部長にお伺ひしたいのは、処理方針の中に環境に配慮した執行を行うよう引き続き指導、助言するとありますが、これは恐らく環境整備もクリアして事業整備してるはずなんですけど、クリアしてなければ事業執行できないと思っています。そういった意味では、環境に配慮した執行を行うようにするというのはいいいけれども、指導という言葉はどうかと、指導という言葉は、違反しておれば指導する必要があるけれど、違反していなければ指導する必要があるかとういうことになると思います。

○増村光広漁港漁場課長 県といたしましては、事業計画を立てる段階で県の指導はしますので、それに基づいて名護市から事業執行上の相談があれば、その相談に対してお答えをするということはありません。その中で名護市自身も事業執行に当たって環境影響調査を毎年やっています、平成20年くらいからは

環境影響調査を毎年やっけていまして、環境に著しい変化はないということは報告を受けています。

○中川京貴委員 実際七、八年前に私が住んでいた嘉手納町のほうでも、台風で護岸を乗り越えて住宅に海水が入ってきて被害を及ぼしたということがありました。この七、八年間で護岸を今の倍の高さにして工事をした経緯があって、地域住民から喜ばれています。一方では評価されつつ、一方では環境問題があると思いますが、ぜひ私は県は地元からの要望でこういった事業をしているということをしつかりすべきだと思います。何か、すべて環境に被害があって悪いことなんだということであれば、私はこういう事業をする必要はないと思っています。ただ、その説明はしつかりすべきだと思いますが、農林水産部長の見解をお伺いします。

○比嘉俊昭農林水産部長 ある意味、津波などいろいろな災害を想定してある事業、例えば、護岸工事をする場合もありますし、その中ではやはり必要な部分と その場合に環境にも配慮した形の施行とがあると思いますので、そこはしつかり市町村とも連携して、地元にもわかりやすいような形で説明をしていくようにしていきたいと思っています。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 以前、長濱森林緑地課長がいらつしゃったときに質問した経緯がありますが、ヤンバルの森は古木であり、それでCO₂の吸収率も悪くなるので、新しく若返りを図りたいというような説明がありました。今でもそういった認識のもとで林業は進められています。その辺からお聞きします。

○比嘉俊昭農林水産部長 委員がおつしゃるように、ある一定期間の森林が成長してるとCO₂はかなり吸う能力、酸素を吐き出す能力が低下することあります。そういう視点からもやはり林業というのは大事ではないのかなと思います。

○仲宗根悟委員 それで今回の陳情者から出されている陳情内容から、多くの希少動物が生きているし、イタジイの古木群、非常に不可欠だというような訴えをされています。それでこの天然林の伐採は熱帯的景観的喪失、希少種の減

少も含めて観光資源も減少させていると、それで経済的損失も相当与えているのではないですかというような訴えなのですが、この訴えに対してはどういう認識、見解をお持ちでしょうか。

○比嘉俊昭農林水産部長 環境に配慮した伐採の仕方については、県としてはやはり考えないといけない部分があると思います。ただ一方、その切り方の部分は、確かにあるんですけども、ただやはり需要もある。やはりそこで地域の活性化につながっているという意味では、一定程度の伐採は必要ではないかと思っています。ただこの場合に、環境を保全する部分と切らざるを得ない部分と分けて、その中で先ほどありましたように、伐採の仕方はどのような形がいいのかということに関係者、地元の方も入れて話し合いをして調和ができるような形は検討する必要があるのではないかと考えています。

○仲宗根悟委員 私たちも現場といいましょうか、山の中に入り見させていただきました。その朽ち果てて枯れている木でさえ、新しい動物たちのすみかになっていて、不要になっているのではなくて利用されていました。朽ち果てても小動物たちのすみかになっていて、朽ち果てても非常に役に立っているなどというのが強い印象でした。それともう一つ、皆さん検討委員会を立ち上げて十分話し合われたという内容ですけども、収穫伐採に関して皆伐しないことには費用対効果というのでしょうか、欠けた資金が返ってこないで、一定面積は確保しながらも皆伐せざるを得ないというようなお話でした。その中で択伐も考えていきたいと思いますというような内容でした。こちらも当時、その畝のすそ野というんでしょうか、沢の部分を残しながら、択伐する方式はできないものかなと申し上げました。しかし、費用の面から取り戻さないといけないものですから、ある一定の程度取らなくちゃいけないという答弁でした。検討委員会の中で択伐に関してどのような進み方というか、とらえ方で話し合われていますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 収穫については、1つは皆伐で進めている部分がありますが、委員の中では、皆伐にこだわらずいろんな択伐のやり方もあるようです。一方、定性的な択伐というものもあるようです。実はそういうことをいろいろ検討していて、実際、実証を少しやらないといけないのではないかと思います。それと他府県でもいい事例がないだろうか、それについても調査をして、少し環境に優しい形の収穫方法をこれから検討する必要があると確認しているところがございます。

○仲宗根悟委員 先ほど、検討委員会で環境に優しい林業のあり方を皆さんでやっていこうというお話がされているとありました。しかし見てみますと、沢が天日にさらされるとか、その湿地帯でないと生きられない動物たちが皆伐によってすみかを失っています。動物ですから、今度は居住地空間を変えて、樹木が生えているところに移動すると思います。しかし、全部が全部移動しているとは思えません。おっしゃるとおり、環境に優しいあり方、どうしたら両方生きられるのかと非常に難しいテーマだと思いますが、その辺も無視せずに、皆さん、ぜひ頑張ってくださいと思いますが、いかがでしょうか。

○比嘉俊昭農林水産部長 大きくは、しっかりとゾーニングをする必要があるのではないかと思います。要するに、保全する部分をしっかりとゾーニングし、さらに切るところについてはきめ細かく択伐でいくのか、これでいくのかいろんなやり方を検討する。さらに、早生樹種なども検討しておりますので、必ずしも傾斜地ではなく平地に植える仕組みを検討する必要があると思います。そういう意味では、トータルとして傾斜地から少し面積を減らすなど、環境に優しい形の収穫、いろいろな検討の課題があると思いますので、そこは関係者も一緒にしっかりと検討していきたいと考えております。

○仲宗根悟委員 ぜひ陳情者の皆さんの意見も取り入れながら、耳を傾けながら林業のあり方といいますか、進めていただきたいと思います。あと1つ、含蜜糖に関してですが、先ほど当銘委員からもありましたとおり、私たちは八重山に行き見せていただきました。お話を伺うと、よい支援をしていただいたと工場の方々も非常に喜んでいたということもありました。しかし、帰りに港で離島の黒糖を買って帰りたいたいと思っていましたら、ありませんでした。また、空港で買おうと思っても空港にもありませんでした。せめて地元の港、八重山の港そして空港、あと1つ言うならば、商店街あたりにも並んでいたら非常にいいかなと思いました。今工場の在庫から小分けして、商店やお土産店に並ぶような仕組みができる製糖会社とできない製糖会社とがあるようですが、私たちは小浜島に関してしか行って見ていませんが、小浜島の状況はどうでしょうか。

○比嘉俊昭農林水産部長 実は2月に各市町村、今の伊平屋村、栗国村、それから竹富町、与那国町、多良間村などの町長、村長に集まっていたいただき、経済労働委員会の委員の方から実際見に行った上で、そういう提案がありましたと

伝えました。東京都、大阪府でもいいですが、観光客が600万人も来られるので、地元の特産という点から地元で売る仕組みを考えることが大事だと提案をしておりました。実は、伊平屋村には伊平屋村元気プロジェクトが立ち上がっています。新聞にも掲載がありましたが、村長が中心になって本土の学生に黒糖をどのような形で売ったらいいのかという話をしてしています。その話の中で製品化をして、例えば、コープなどいろいろ関係者も入ってそれを見せて考えた形の提案もしていこうという動きがあります。そういう意味では、まず地元発信を考えてほしいと提案をしているところでして、その話が今やろうという動きになっております。

○仲宗根悟委員 社長さんに、在庫の中から1袋でも2袋でも小分けして、港や空港などに置くことはできないのかとお話を聞いたら、やはり人件費がかかるので採算がとれないというお話でした。ただ県もいろんな支援策をやりますので、ぜひ工場の皆さん、こんなに人員がいるのだから、その作業を1週間、あるいは3日間でもやってみたらどうでしょうかとお話ししてみても、年間通して機械のメンテナンスがあるのでそこに手が回らないとおっしゃっていました。では、農家の皆さんも同じ株主ですから、農家の皆さんにもお手伝いしてもらい、やってみたらどうかというようなお話もしました。非常にもったいない話だと思います。行き帰り船の中を見てもみますと。満員に近い状態の方々が訪れている中で逃す手はないというような気持ちもしてなりません。その件についてどうお考えでしょうか。

○比嘉俊昭農林水産部長 委員のおっしゃるとおり、地元で売ることは大変重要なことだと思います。実は小浜製糖工場をつくるのですが、できたら観光客が見れるような工場にしたらどうかということで国と調整中です。また体験もできる形にすれば、そこに体験してそれを買って帰るような仕掛けも必要じゃないかと地元からも要請を受けていました。国に対してそういったことも取り入れた製糖工場も必要ではないかと提案しているところでございます。

○仲宗根悟委員 行政の皆さんも一生懸命手を差し伸べているわけですから、自助努力というと非常に語弊な話になるかと思いますが、そういった努力も私は必要ではないかなと思いました。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 東北関東大震災関連で伺います。特に原発事故についてですが、今、原乳、野菜等の風評被害含めて4県においては出荷停止という状況になっています。放射能の汚染問題等々やはり全国あるいは世界的な目線で注目を受けています。沖縄地域としてこういうモニタリングを含めて、どういう状況、現状なのか教えてください。

○比嘉俊昭農林水産部長 放射能については別の部局が担当していますけれども、あった場合を想定し測定などはしていると聞いております。

○座喜味一幸委員 これはしっかりと連携をとってやらないといけない問題だと思います。酪農、野菜を含めて海水のほうでも基準値を上回らんばかりの値が出たということです。これは農業、畜産だけではなくて、水産業まで影響してくる可能性があって、非常に深刻な課題だと思います。これはしっかりと縦割りで、ほかの部が担当だからではなく、我々、農林産水産部として農畜産、水産を含めてモニタリングをしっかりとして、沖縄の食の安全性とういものをしっかりとPRしていくという基礎的な土台づくりというのが非常に重要になるわけです。その辺についてしっかりとした連携をとって取り組みをしないといけないと思います。

○比嘉俊昭農林水産部長 余りに風評被害に遭っては困りますが、しっかりと安全性を確保するという面では、そういったことも各部局と相談しながら対応を検討したいと思います。

○座喜味一幸委員 最近、島々の現場に行きますと、中国からと思われるいろんな酸化硫黄が強くなったと思います。いろいろな中国の光化学スモッグの注意報も離島まで出ましたよね。そういう我々の沖縄を取り巻く環境は、外部の影響を受けているし、海洋の漂着物も含めた汚染、大気も極めていろんな問題等が出ています。今度の事故を含めて、私はやはり沖縄県のこれからの農水産業をしっかりとしていくためにはしっかりとこの辺の取り組みは大事だと思います。もちろん環境ということと、長寿村の島野菜の力をPRすることはセットですが、そういう意味での成分を含めた汚染物質のモニタリングをしっかりとやっていく時期だと思いますが、この取り組みについて現状はいかがでしょうか。

○比嘉俊昭農林水産部長 環境保全という面では、農薬などについてはしっかり測定をしている状況ですけれども、今の放射能などについてはやっております。しかし、関係部局では大気の状態などについて調査していると聞いておきます。どういう形になるのかについては関係部局と連携してどのような対応ができるのか検討したいと思います。

○座喜味一幸委員 これは、今でもテレビで一所懸命しているけれども、風評被害が広がると、なかなか取り返しがつかない状況になるので、我々は沖縄県の現状をしっかりとPRしながら、あらかじめの準備をしっかりと取り組む必要があるのではないかと思います。横の連携、それから生産側をしっかりとガードしていく、あるいは沖縄の食の安全性、あれくらいの4県が生産停止すれば極めて食糧需給が低下します。そういう面で、沖縄県の貢献度がこれから大きなシェアを占めると思うので、しっかり取り組む必要があると思います。

○比嘉俊昭農林水産部長 県外へ物を出す場合、安全性というのは重要です。これから海外へも出すという話もありますので、いろんな角度から安全性の担保というのは重要だと思います。そこは関係機関、あるいは生産者団体等含めて検討していきたいと思います。

○座喜味一幸委員 簡単に伺いますが、黒糖を分蜜糖並みの価格制度にしていきたいと、今度の新しい振興計画の中にも取り組んで、メニューとして取り組んでいますが、現状についてどういう課題をどのようにクリアしていこうとしているのか、1つ教えてください。

○比嘉俊昭農林水産部長 分蜜糖並みという場合は、1つ目はしっかり予算補助ではなくその予算補助になるとシーリングにかかりますので、当然価格は暴落したら経営が厳しくなるという状況があります。制度に持っていくことと、しっかり予算を確保してもらおうということです。それから、支払い方法ですが、現状は補助金ですので結局は工場が負担をして支払いが概算払いではなく、精算払いになってるものですから、工場が負担する形ですので厳しいです。原料代を払うと同時に、工場に支援が行く形になれば金融機関から借りなくてもしっかりできる仕組み、その支払いも1週間以内に分蜜糖の原料代を払って生産農家に払われていますので、黒糖も同じように原料代が1週間以内には手元には入るといいう仕組みが必要ではないかと考えています。それと負担について現在、県が3分の1持っていますけれども、これを分蜜と同じように全額国庫に

してほしいと、こういう3点の要望をしているところでございます。

○座喜味一幸委員 これからが正念場だと思いますので、しっかり取り組んでいただきたいと思います。黒糖を生産をしている地域は極めて生産不利地域です。そういう意味でTPPは今の段階では、非常に沖縄県の農業のあるいは地域の島の存続を左右する大きな課題だと思っています。黒糖、さとうきびを中心として、さとうきびのみの農業構造からどのようにして時代に対応し、いろんな変化に対応していくか、沖縄県の離島の農業をどのようにするかについては、課題を真剣に取り組む時期だと思います。そういう意味において今、現状のさとうきび、分みつ糖、含みつ糖地域を守るということと、片や新たな離島というものの社会構造、産業構造をどのようにしていくかという大きな命題、これに対してもしっかりと取り組まないといけない時期だと思いますが、その課題について農林水産部長ひとつ見解をお聞かせください。

○比嘉俊昭農林水産部長 さとうきびについては、やはり台風、干ばつに比較的強く、輸送コストもかからないという意味では重要な作物で付加価値が高い。一部例えば現在ある作物を1年に1回収穫ですので、例えば株なしにして1年にして、一定程度の面積を確保するとまた別の意味の展開ができると思います。例えば、宮古島でしたら水ができてマンゴーができます、そういう意味ではいろいろな作物の一部そういう活用も可能になるが、その場合は輸送コストが大きくなります。その点、さとうきびは輸送コストがかかりません。制度要求の中にもありますが、鹿児島県並みの運賃にすると宮古島あるいは八重山から出しても相当なコスト低減になり、新しい品目の目出しもできると思います。あと1点は、やはり台風が3倍ないし4倍沖縄には来襲しますので、掛け金率3倍から4倍かかっていますので、そこの軽減をできるだけ国庫のかさ上げをしてほしいと要望しています。いままでの基盤整備に加えて、ソフト対策としてこの2つを何とか工夫すれば新しい展開も開けてくるのではないかと制度要求の中でもそのような要望をしてるところであります。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

玉城満委員。

○玉城満委員 まず、陳情第56号の黒糖の問題ですが、県の研究機関でさとうきびに関して主に糖度など、いろいろと研究されていると思いますが、どれくらいの種類でどのくらいの数の研究をされていますか。

1

○比嘉俊昭農林水産部長 さとうきびについては、1つは台風に強く品質の高いさとうきびをつくる研究をやっています。それからあと1つは、植えたときにどのくらいの育種の手法と肥料、それから植え方、あるいは補殖などいろんな形の栽培面の対処する手法があります。それからもう一つは、例えば、収穫をハーベスターなどでやりますが、そのような機械化に向けた取り組みをしています。さらに、病害虫についてです。宮古島あたりでは土壌害虫のコガネムシあるいはハリガネムシが根っこをみんな食べるので、それを誘殺する。誘殺して食が安くなると。あと1つは、フェロモンで一ハリガネムシがいます。これは大東島あたりでフェロモンでやっていますが、病害虫を低減するということで、それを根絶する仕組みを農薬を入れて、育種栽培、機械化ですね。さらにあと1つは、黒糖について研究センターで議論しますが、黒糖はどのような使い方をするのかということ、黒糖は品種によってはいろいろな風味があるので、そういうことについて研究をしている状況でございます。

○玉城満委員 私は、さとうきびは体にいいエキスがたくさん入っているので、それを抽出し薬品化してさとうきびの付加価値を高めることをしていかないといけないのではないかと思います。さとうきびを使用したアイテムの数ほどのくらい認識されていますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 委員がおっしゃっているように、砂糖以外のものも抽出できないかということで、さとうきびそのものからはワックスがあります。ワックスから機能性の高い物質、それから今のバガスから整腸作用といいますか、そういったものがあるという話を聞いています。それから、さとうきびは紫外線をかなり吸収するものですから、かなり高いということで紫外線に強い化粧品ができるのではないかと、またいろいろな物質が出ているようなので可能性は出ているようです。それを利用し製品化をするためにどのようにしたらいいのか、製品化するならば大手メーカーと組む方法がよいのではないかとという話があります。

○玉城満委員 これをもう少し厚くしていくことが大事だと思っていますのでぜひ頑張ってください。震災関連ですが、今、震災の影響で沖縄県から対外的に輸出してる農林水産関係の産業で困っている業種はありませんか。

○比嘉俊昭農林水産部長 確認中ですが、野菜については今のところないと聞

いております。花については、やはり震災以降の冷蔵庫保管が厳しい、やはり電気の関係で置けないということで、少し震災以降東北地方からは厳しいという話は聞いています。

○玉城満委員 実は、菊栽培の皆さんが大変な問題になっているようです。きのうは彼岸でしたが、この一番の出荷時期に出荷ができなかったことが、大変な打撃を受けていると思います。県は何か対策を考えておられるのでしょうか。

○比嘉俊昭農林水産部長 今は情報収集している段階です。生産団体と少し話し合いをして、どういう形ができるのか検討が必要だと思います。まずは情報収集して現状の把握をしていきたいと考えております。

○玉城満委員 これはぜひ早目にやっていただきたいと思います。それから、沖縄県が受け入れている被災者の中には漁業や農業をされていた方もたくさんいると思います。そういった方々が沖縄県で漁業、農業がまたできるような対策は視野に入っていますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 まずは、知事が言われるように受け入れをし、その中で長期、短期、という話かと思えます。要するにどういった方々がいるのか情報収集をして、その後どういう対応していくかという話になるのではないかと思います。委員がおっしゃったような情報についても、これから情報提供したいと思えます。

○玉城満委員 ぜひ進めていただきたい思います。以上です。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、農林水産部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

どうぞ御退席ください。

午前11時59分 休憩

午後 1 時23分 再開

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

次に、乙第19号議案沖縄県産業振興基金条例の一部を改正する条例について、審査を行います。

ただいまの議案について、観光商工部長の説明を求めます。

勝目 和夫 観光商工部長。

○勝目 和夫 観光商工部長 観光商工部関係の議案につきまして、御説明申し上げます。

説明に入ります前に、本日使用する資料といたしましては議会配付資料であります平成23年第2回沖縄県議会（定例会）議案（その3）を使用いたしますので、御確認ください。初めに、議会配付資料のうち平成23年第2回沖縄県議会（定例会）議案（その3）の48ページをお開きください。

乙第19号議案沖縄県産業振興基金条例の一部を改正する条例を御説明申し上げます。

沖縄の活力を生む国際性豊かな人材の育成を強力に進めるため、国は、平成23年度当初予算により、沖縄21世紀ビジョン推進万国津梁人材育成事業費補助金を沖縄県に交付することとしております。沖縄県産業振興基金は、国際化等への適切かつ円滑な対応を促進し、産業の振興を図るため設置されたものでありますが、今回の万国津梁人材育成事業費補助金を活用し、人材育成に向けて県が行う事業の費用の財源に充てるため、当該基金に積み立てる必要があります。条例の一部を改正し、管理及び処分に関し必要な事項を定めるものであります。この条例は、平成23年4月1日から施行する予定であります。

以上が、乙第19号議案の概要でございます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○玉城ノブ子委員長 観光商工部長の説明は終わりました。

これより乙第19号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

渡久地修委員。

○**渡久地修委員** 産業振興基金条例というのは、沖縄県の数ある基金の中で結構大きな基金ではないかと思うのですが、今幾ら積まれていますか。

○**安里肇産業政策課長** 現在、トータルで110億円の基金となっています。

○**渡久地修委員** 議案（その3）48ページの説明の中で110億円とありますが、これが運用から生ずる収益に当たってはというものと、10億円の運用から生ずる収益とありますが、これらについて具体的に説明してください。

○**安里肇産業政策課長** 110億円の内訳は、100億円が産業振興基金、10億円が北部振興に係る基金の積み立てた分です。そして100億円から生ずる果実については、基本的に沖縄県の産業振興に係る事業に充てる、10億円から生ずる基金については北部振興に係る事業に充てます。そして、今回積み立てる13億5000万円からも果実が出ますので、これについても新しい人材育成事業に充てるという、充当の仕方になると思います。

○**渡久地修委員** ではこの基金は、いわゆる取り崩し型基金ではなくて果実をもって充てるということですか。

○**安里肇産業政策課長** この基金は、最終的に積み上がって123億5000万円になります。最初に申し上げた110億円は果実運用型です。そして今回積み立てる13億5000万円は、いずれにしても果実が発生しますので、果実プラス取り崩しになります。

○**渡久地修委員** ではこの110億円の果実というと、具体的には例えば1年で幾らの果実が生まれて、これまでどういったものに使ったのですか。

○**安里肇産業政策課長** 平成21年度には、おおよそ1億3000万円近い果実が発生しております。対象となる事業は、個別に挙げると細かいのですが、おおよその分野で申し上げますと、戦略的産業育成支援事業、エネルギー基盤安定整備事業、地域産業技術活性化高度化支援事業、技術情報基盤整備事業、人材育成事業、北部地域産業振興事業という分野で事業を実施しております。

○**渡久地修委員** この果実運用型の基金というのが、要するに今の時代に適合しているかどうかという議論もありますよね。要するに果実が文字上少なくな

っていると。それよりは、今のこういう不況とき時に取り崩してやったほうがいいのではないかというのがあるのですが、今までの産業振興基金条例で、最高の果実というのは幾らで、今どれくらいまで減っているのか、その辺を教えてください。

○安里肇産業政策課長 きちんとした数字ではないのですが、平成2年、平成3年ごろに最高8億円程度の果実があったことがあるということであります。

○渡久地修委員 果実運用型基金というのが、今のこういう時代に合っている、あるいはもっと企業を支援しないといけないときに、いつまでも果実運用型でいくのかどうなのか、その辺の検討はされたことはありますか。そして、今後どうしようとしているのか。

○勝目と夫観光商工部長 この基金の設立には沖縄電力の民営化に伴って100億円の基金を設立するというのと、後ほど北部振興費10億円プラスされておりまして110億円なのですが、設立当初の国との取り決めがありまして、取り崩しは行わないと。それまで、確かに渡久地委員おっしゃるとおり、うまく利子が高くていろんな面で運用されてきましたが、やはり今1億3000万円くらいということですので、非常に苦勞して工夫してやっているところでございます。ただ、今後の話は国との取り決めがありますので、やはりこれをずっと永久的に産業振興に使うという意味では、すごく大きな財源でありますので、国とも相談しながら対応していきたいと思っております。

○渡久地修委員 果実運用型の基金というのは、どこでもみんな利子が小さくなって苦勞して取り崩し型とかにも変わってきているので、その辺の検討も必要な時期が来るかもしれませんので、その辺はぜひ皆さん方で検討してください。そして、将来の産業を担う若者の育成に必要な事業ということなんですが、この前も本会議で提起させていただきましたが、これは育成のためのいろいろな補助金とか、設備投資などそういったものが多いのですが、今の時期には正規雇用に対する補助金だとか、京都府ではそうやっているようです。私たちは調査に行きましたが、150名も正規雇用がふえているというのがあるのですが、沖縄県の場合には、そういったものに切りかえていくということも求められていると思いますが、観光商工部長どうでしょうか。

○勝目と夫観光商工部長 今回の13億5000万円余りの基金というのは、7年間

で取り崩す予定ですが、国にとってみれば極めて異例の基金がついているところで、基本的には人材の育成に使います。そして、これからやはり発展していくアジアと沖縄県が経済を拡張していくシナリオと、ダイナミックに取り組むためには人材の育成のメインにやっております、雇用対策という意味合いでは別途、今、国からいろいろな施策がありますので、これはこれで、正規職員大事だと思いますので、それは対応していきたいと。これは人材の育成ということの基金でございます。

○渡久地修委員 今の話と関連しますが、高度化及び国際化に対応できる人材の育成はこれも大いに必要だと思います。私のところに、例えば中学校を卒業して中卒で仕事をやろうと思ってもなかなか引き受けてくれないという相談が寄せられます。あるいは少年院から出てきたけれどもなかなか引き受けてくれないといった相談もあります。そして、この人たちに何とか技術を身につけて自立させようという思いで一生懸命やっている方がいるのです。そして企業も引き受けていいとしてくれています。例えば大工だったり左官だったり型枠工だったりで引き受けていいと言っているけれども、この人たちに技術を学ばせるのに3カ月とか半年かかると。この間、引き受けていいよということですがこの人たちに全部給料を払っていたら、今度は自分たちの会社がもたなくなってくるということです。その辺を何とか行政から支援できたら、あの人たちを3カ月、半年で技術をつけさせて自立させていけるということをやりたいという企業もあるので、そこに踏み出す支援があったらいいなと思います。こういったところは、何とか行政などで支援する方策というのはないのですか。

○勝目と夫観光商工部長 手元に詳細な資料を持っていないのですが、一応基本的にそういうメニューもございます。失業者をある程度トレーニングする、その間失業者に手当を上げる、そしてそれを引き受ける企業にも手当を上げています。例えば、半年後に正規職員にしたら企業に30万円とか50万円とか手当とする制度もございます。そういう企業や働いて職を求めている人のために、一応あちらこちらで県は窓口を設けて両方相談できるような、産業支援センターにワンストップ窓口を設けたりいろいろやっております。近くには身体に障害がある人たちも含めて、きめ細かく最後の就職まで支援できるようなセンターも県庁の裏側に設けたりして、今そういう取り組みをしているところであります。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第19号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者入れかえ)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

次に、観光商工部関係の陳情平成20年第201号外12件の審査を行います。

ただいまの陳情について、観光商工部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

勝目和夫観光商工部長。

○勝目和夫観光商工部長 観光商工部関係の陳情につきまして、その処理方針を御説明いたします。

まず初めに、議員のお手元に、経済労働委員会陳情に関する説明資料という資料を配付しておりますので、その目次をごらんください。

観光商工部関係は、継続陳情が9件、新規陳情が4件となっております。

継続陳情9件のうち6件につきましては、前定例会における処理方針と同様の処理方針となっておりますので、説明を省略させていただきます。

それではまず、処理方針に修正のある継続陳情3件について、御説明いたします。修正のある箇所は、見え消し修正及び下線により表示しております。

説明資料の10ページをお開きください。

陳情平成21年第194号平成21年度中城湾港(新港地区)振興に関する陳情に係る修正箇所について御説明いたします。

修正箇所 11ページをお開きください。

事項2現在の社会情勢に応じた、減額制度に見られる変更など、特別自由貿易地域の企業誘致の現況や課題を説明することについて、適宜開催される意見交換会等においても、企業誘致の現況や課題を説明しておりますので、その旨修正しております。

次に、12ページをお開きください。

陳情平成22年第35号第三セクター・沖縄市アメニティプラン株式会社の融資

に係る連帯保証人会に関する陳情に係る修正箇所について御説明いたします。

修正箇所13ページをお開きください。

平成22年12月16日付で清算人から弁済協定案の提出期間伸長の申し立てを受けた那覇地方裁判所は、平成23年5月22日まで提出期間を伸長する決定を行っておりますので、その旨追記しております。

次に、説明資料の18ページをお開きください。

陳情平成22年第193号尖閣諸島上陸視察決議に関する陳情に係る修正箇所について御説明いたします。参考資料として平成23年1月7日付総務省自治税務局固定資産税課長通知の写しを配付しておりますので御確認ください。

平成23年1月7日付で総務省より、尖閣諸島上陸要請に対する政府の検討結果が公表されたため、同結果を踏まえ経過・処理方針の内容を修正しております。

続きまして、新規陳情について御説明いたします。

説明資料の19ページをお開きください。

陳情第2号泡瀬ゴルフ場跡地利用へのイオンモールの出店に関する広域調整（商圈調整・規模縮小）、計画的なゾーニング及び商業まちづくり推進条例の制定等に関する陳情について御説明いたします。

陳情者、沖縄商工会議所会頭新垣直彦、陳情要旨は省略し、それぞれの事項に対する処理方針を御説明いたします。

事項1、県議会で採択された陳情平成21年第126号大規模集客施設に係る積極的な広域調整機能（規模縮小）の実施及び有効な立地規制ゾーニングの確立並びに中心市街地活性化策の一層の支援に関する陳情を確実に実施することについて御説明いたします。

広域調整機能（規模縮小）の実施については、大規模小売店舗立地法第13条と都市計画運用指針（平成18年11月）において、需給調整とならないよう措置する旨規定されており、現行の法体系のもとで、店舗面積の調整など商業調整を行うことは困難であります。大規模集客施設の立地規制ゾーニングについては、基地の返還跡地や街の再開発等の土地利用のあり方に関して、関係市町村や地権者、住民等幅広い合意形成が不可欠であり、都市機能や産業振興、交通体系などを総合的な観点から考慮する必要があることから、大規模集客施設の立地に特化したゾーニングを行うことは、適切ではないと考えております。中心市街地の活性化については、沖縄市が平成22年3月に中心市街地活性化法に基づく基本計画の認定を受け、同計画により商業活性化事業等を実施しているところであり、県としては、沖縄市の同計画に基づく取り組みに対し、同市と連携しながら支援していきたいと考えております。

次に、事項2、先進地の事例を参考にした商業まちづくり推進に関する条例の制定と都市計画に係る広域調整（規模縮小）を着実に実施することについて御説明いたします。商業まちづくり推進に関する条例の制定については、今後返還が予定される軍用地の跡地利用や街の再開発等、全県に影響を及ぼすものであり、店舗面積などの調整が困難である現行の法体系のもとでは、限界があるものと考えております。また、都市計画に係る広域調整（規模縮小）については、都市計画運用指針において、需給調整とにならないよう措置する旨規定されており、店舗面積の規模縮小を前提とした商業調整を行うことは困難であります。なお、アワセゴルフ場跡地については、現在、都市計画法に基づき北中城村から都市計画（素案）が提出され、周辺環境への影響の観点から広域調整の手續に着手しているところであります。県としては、今後とも関係市町村等と連携し、都市計画法に基づく広域調整を図っていきたいと考えております。

次に、事項3、県土の均衡ある発展に向けた計画的なゾーニングの実施及び商業規模の適正化を図ることについて御説明いたします。計画的なゾーニングの実施及び商業規模の適正化については、基地の返還跡地や街の再開発等の土地利用のあり方に関して、関係市町村や地権者、住民等幅広い合意形成が不可欠であり、都市機能や産業振興、交通体系などを総合的な観点から考慮する必要があると考えております。

続きまして、説明資料の21ページをお開きください。

陳情第29号県内企業への下請発注に関する陳情、陳情者、三善建設株式会社代表取締役小波津進外2人、陳情要旨は省略し処理方針を御説明いたします。

県においては、県内企業の育成強化を図っていくため、毎年7月の県産品奨励月間における活動の一環として、各市町村に対して、県内企業への優先発注及び県産品の優先使用に関する特段の配慮を要請するとともに、県内土木・建築業者に対しましては、県産建設資材の優先使用及び下請発注における県内企業への優先発注を要請しております。県としましては、引き続き、国関係機関、市町村、県内建設業者等に対しまして県内企業への優先発注及び県産品の優先使用基本方針の周知を図り、県内事業者の受注機会の確保を促進してまいります。

続きまして、説明資料の22ページをお開きください。

陳情第30号本県の伝統的しっくい赤がわら屋根施工に係る技能の保存・継承・発展の具体的施策の実施を求める陳情について御説明いたします。

陳情者、沖縄県琉球赤瓦漆喰施工協同組合理事長大城孝仁、陳情要旨は省略し、処理方針を御説明いたします。県では、国が実施する技能検定には含まれない職種について、本県特有な職業技能の継承・発展を促進する観点から、沖

縄県技能評価認定制度を平成19年3月に創設しました。現在のところ、沖縄県琉球赤瓦漆喰施工協同組合が当該認定を受けて琉球赤瓦施工の技能評価試験を実施し、伝統技能の継承に取り組んでおります。技能評価認定制度を設けているのは沖縄以外に6県ありますが、いずれも経費の助成は行っておりません。

技能評価試験の実施団体である同組合が認定を受ける際、組合設立からの年数が浅く、独自で試験を実施するには財政的にも困難でありました。そのため、組合の試験実施体制が整うまでの間ということで、平成23年度までの5年間で終期として助成を行ってきたところです。今後の助成継続については、技能評価試験の実績、今後の見通し、組合の執行体制を踏まえて同組合と相談していきたいと考えております。

陳情第50号福建・沖縄友好会館の管理、運営の見直しに関する陳情について御説明いたします。

陳情者、有限会社沖縄国際海運代表取締役社長上勢頭保、陳情要旨は省略し、処理方針を御説明いたします。

福建・沖縄友好会館の管理運営の見直しについては、これまで平成20年の財団法人沖縄県産業振興公社海外事務所運営事業補助金に対する包括外部監査での、今後の事務所のあり方を見直すべきとの指摘や、沖縄県新行財政改革プランでの、福建・沖縄友好会館については、入居企業も少なく費用対効果の面から会館の運営に係る委託料を廃止とした見直し内容、平成21年度の県民視点による事業棚卸しでの海外事務所のあり方の見直しが必要との指摘などを受け、民間の活力を生かした会館運営を図るべく公募を行ったものであります。

今回は、沖縄県内民間団体等が主体的に会館を活用し、福建省と沖縄県の国際交流、経済交流が図られることを目的に公募を行ったものであり、それに関する一連の手続は、公平公正に通常の行政手続にのっとり行い、当該要請を行っている企業を含め3社からの応募がありました。異議申立書については、当該陳情者が産業政策課に持参した際、公募に対する異議申し立てとしては取り扱えないと思うが、お預かりして真摯に回答したいと伝え、受け取りました。その後、当該陳情者がオンブズマン相談室にも申し立ての相談をしたところ、申請手続について指導があり、異議申立書の提出はなかったと聞いております。そのオンブズマン相談室での指導後、当該陳情者が再度来課し、提出した文書を一たん引き取るとの申し出があり、文書を返却しております。受け取りを拒否した事実はありません。福建省政府との調整については、昨年早い段階から、福建省外事弁公室担当あてに、沖縄県産業振興公社福州事務所を通じて、事務所の閉所と民間団体等への管理の移行を伝えておりました。昨年10月末には、担当者が出張し福建省外事弁公室に沖縄県の考え方を文書にて正式に伝え

ております。なお、福建省とは良好な関係を維持しており、福建省から不快感が伝えられた事実はありません。現在、福建省外事弁公室とは、改めて新しい管理体制について協議を行っているところであります。法制度や社会の仕組みが違う海外との調整ではありますが、双方とも誠意を持って、会館の有効活用に向けた協議を継続しております。管理者の変更については、入居者に対して、昨年10月より福州事務所の所長から管理運営方法の変更について当該陳情者を含めた入居企業に事前に説明を行っております。また、公募の要件で、現在、県及び財団法人沖縄県産業振興公社が締結している入居企業等との契約は従前の契約関係を引き継ぐとしており、現在の入居者の入居継続に何ら影響を及ぼすものではなく、入居者が不利益をこうむる変更内容ではないと認識しております。

また、これまで、福建省と友好姉妹都市協定を締結している県内3市一那覇市、浦添市、宜野湾市が、児童生徒等の相互交流、教育交流等を行う際、また、民間交流団の会議や講演会、沖縄県からの留学生も含めた県人会が会合等を行う際、会館を活用してきております。今回の公募は管理形態の変更に関することであり、会館自体の機能を変更することではないため、今後もこれまでどおり各種交流を行うことは可能であります。

以上のことから、今回の公募に関しては、県として適切に手続を行ってきたと考えており、選定結果を撤回する考えはなく、今後の福建・沖縄友好会館の活用については、公募で選定された管理者を中心として関係機関等と連携しながら取り組んでまいります。

以上が観光商工部関係の陳情に係る処理方針であります。

御審査のほどをよろしくお願いいたします。

○玉城ノブ子委員長 観光商工部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

瑞慶覧功委員。

○瑞慶覧功委員 陳情第29号新規の県内企業への下請発注に関する陳情ですけれども、要望として県内企業への発注及び県産品の使用基本方針を市町村及び元請業者に周知徹底することとありますが、これまで徹底していたのではない

のですか、徹底されていないということなんですか。

○勝目和夫観光商工部長 陳情書の回答処理方針のところにもありますが、毎年7月を県産品の奨励月間としてその関係省庁及び関係団体の保護しております。大体400くらいの関係機関に毎年文書を流しまして、一応県としても周知徹底を図っている状況だと認識しております。

○瑞慶覧功委員 県とか市町村発注工事でこの本土受け業者の下請受注がふえていると、上回りつつあるという状況と言っていますが、そういった状況把握をしていますか。

○勝目和夫観光商工部長 観光商工部としましては、直接事業を発注する立場にはないんですけれども、本会議でもありましたように土木建築部のほうで一部下請を本土業者がやっているという事実などは入手しております。

○瑞慶覧功委員 この陳情については経済労働委員会だけではないわけですね。

○登川安政商工振興課長 この県内企業下請発注の御指導という形で陳情者が上げていますけれども、内容として2つございます。1本が下請関係についての現場説明書及び特記仕様書に県内企業者向けの発注を明記してもらいたいということ、この経済労働委員会のほうでは県内企業の発注及び県産品の仕様基本方針を市町村長及び下請業者に周知徹底を図ること、この2本ありまして、下請発注の明記については土木文化環境委員会のほうで今審議されているところでございます。

○瑞慶覧功委員 次に陳情第30号です。沖縄県琉球赤瓦漆喰施行協同組合からの陳情ですけれども、この陳情者の沖縄県琉球赤瓦漆喰施行協同組合の概要をお聞きします。

○湧川盛順雇用労政課長 琉球赤瓦漆喰施行協同組合は平成18年6月に設立されております。そして、組合員は個人のみで法人の組合員はおりません。前身としては沖縄県屋根左官業組合が今の組合に変わっております。

○瑞慶覧功委員 個人とは何名ほどですか。

○湧川盛順雇用労政課長 平成19年の11月現在の資料ですが、19名おります。

○瑞慶覧功委員 これまでの技能評価試験に関するこの5年間の県の補助はどれくらいですか。

○湧川盛順雇用労政課長 予算として平成19年から平成22年までで100万円の予算を措置しておりますが、実績としましては平成19年が57万6494円、平成20年度が58万7060円、平成21年度が77万7840円、平成22年度が20万7902円の実績となっております。

○瑞慶覧功委員 これまでの試験が行われてきてるわけですよね、その試験の概要といいますか、それから実績についても教えてください。

○湧川盛順雇用労政課長 試験としては、かわらぶき作業としっくい作業の2つに分類されます。受験者については、かわらぶき作業が平成19年8名、平成20年3名、平成21年8名、平成22年0名となっております。しっくい作業が平成19年8名、平成20年4名、平成21年8名、平成22年2名となっております。

○瑞慶覧功委員 この県に対する要望はこれまで技能者がしっかり身分が保証されていないといいますか、その評価がされていないということでスタートしていると思います。それをやってみて改善、分離発注とかいろいろあると思いますが、改善されてきているのでしょうか。

○湧川盛順雇用労政課長 実際、今のかわらぶきやしっくい塗りとかの工事については、土木建築部等で委託してそれ一定の取り組みはされているものと理解しております。特に土木建築部のほうでは、建築工事の特記仕様書の中で、かわらについては沖縄県産の赤がわらにするということと、その工事に対して沖縄県技能評価認定制度に基づき沖縄県琉球赤瓦漆喰施行協同組合が実施する琉球赤瓦施行技能評価試験に合格した者を次の条件で配置し、みずから作業するとともにほかの技能者に対して施行品質の向上を図るために作業指導を行うこと、ということで1名以上の配置を仕様書の中でうたっておりますので、その技能された方々が工場の中で条件に基づいて活用されてると考えております。

○瑞慶覧功委員　ちなみに県発注の工事件数といいますか、そういったものは何件くらいありますか。

○湧川盛順雇用労政課長　今回の陳情に関連して大方は土木建築部のほうに陳情の対応が振られておりまして、細かい情報はこちらでは認識しておりません。

○玉城ノブ子委員長　ほかに質疑はありませんか。
辻野ヒロ子委員。

○辻野ヒロ子委員　24ページの陳情第50号について、福建・沖縄友好会館の管理運営の見直しについての陳情についてお聞きします。これは予算特別委員会でもやりましたけれども、もう少し議論を深めたいと思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。その件についてですけれども、平成21年に入居企業も少ないとか費用対効果の面から全館の運営に係る委託料の廃止を見直すということで、その後の公募までの間の経緯ですが、それについて説明お願ひします。

○安里肇産業政策課長　福建・沖縄友好会館については、会館の有効活用ができないとか、事務レベルで相談はしていたと聞いております。しかしながら最終的に、いろいろな外部からの指摘の方針を覆すことができずに委託料の廃止ということに至ったということです。そういうことを受けて昨年度、新年度に入ってからですが昨年の4月以降、事務所の廃止に向けて調整を進めてきたというようなことであります。

○辻野ヒロ子委員　昨年の予算特別委員会の中で上里委員が質疑していますが、それは知事にも質疑保留をして説明を求めた経緯があるんですけども、これは検討する必要があると、検討していくと、知事の答弁、部長の答弁ももちろんそうだったんですけども、その後全くそういう検討はなされなくていきなり年末に公募となったのでしょうか。

○安里肇産業政策課長　昨年の上里委員の質疑に対して検討はするという答えがあったと聞いておりますが、もちろんその後、新年度4月に入ってから、方針についても内部での議論もありましたけれども、やはりこれについては廃止をしていかざるを得ないのではないかとということで、そういう結論で調整に入ったということでもあります。

○辻野ヒロ子委員 昨年の上里委員の質疑に対する前向きにきちんと検討する必要があるというのは、そういう方向にはならなかったと理解してよろしいですか。

○勝目と夫観光商工部長 我々もいろいろ検討しました。それから、経済界とも調整して、やはり経済界の意見はいろいろありますけれども、幹部あたりから、なかなかこれ以上難しいのではないかと、これから発展していく上海とか北京、こういったところ、あと内陸部との、要するに掘り起こしをもっとシフトしたほうがいいのではないかという御指摘なども一部ありました。最終的にはそういう状況を判断して、知事と相談して処分方針を決めたということでございます。

○辻野ヒロ子委員 私も民間活用に対する異議とは思っていませんが、やはり費用対効果などでせっかく中国との国際交流、いろいろ観光面に対して大変大きな交流をしていたわけですね。そういうことでこの会館の問題は問題が起きないのか、いかがでしょうか。

○勝目と夫観光商工部長 もちろん民間に管理委託はやりますが、県としての福建省との友好関係は今後もぜひ継続して続けていく予定です。台湾からも大体1時間、沖縄県からは少し時間がかかりますが、台湾にも一部そういう機能も置いて何かあればすぐ対応するとか、福建省と県の関係自体はこれからも継続していきます。会館の委託については民間で活用していくと、こういう方式になる予定です。

○辻野ヒロ子委員 その趣旨はよくわかりました。陳情者が言ってるのは、公募のあり方、公平公正であったかということです。陳情者は設立当初から会館の中で借りてやってるわけですね。それを今回公募するに当たって、年末の12月27日から1月14日という年末年始のこういう時期に、突発的にやったということが理解できないとか、選考委員に学識経験者が入っていない、また、会社が設立もされてない2社の会社を共同出資ということで、共同出資者ということで行われているということに大変大きな不満を持っていますが、その点についての陳情者への話し合いなどはどのようになさっているのでしょうか。

○勝目と夫観光商工部長 福建の友好会館の中には、今回陳情者の入居企業は

入っております、その入居企業に対しては現地の事務所を通して、こういう方式で管理がかわると、県の産業振興公社を通じた事務所としては一たん廃止しますと、民間活用しますという説明は、一応伝わっていると我々は確認しております。あと我々の役目としては、公明正大にきちんと公募して一応審査しますということが、我々の一番の役目だと思っております。その審査の大体の概要については、一応産業振興統括監のほうで審査員長として審査をやっておりますので、少し説明させていただきたいと思えます。

○上原勝則産業振興統括監 私のほうで一応審査員長ということで、5名でございますが、残りの4名は外部人、私のほうが員長として仕切ったということでございます。評価の仕方につきましては、数項目上げられておまして、そのプレゼンテーションを受けてそれぞれ逐一チェックしたところでございます。けれども現在、福建省のほうで入居し向こうとの交流もネットワークも築いているという部分では、それぞれの委員が高い評価を下してございますけれども、今後どうしていくかという新しいアイデアのところ、相当差がついております。5名のうち4名が現在第1順位のところ、高い評価をしまして、そのうち1名が現在陳情を出しているところが、1位の順位に点数をつけてございます。けれどもこの1位をつけた方も、2位とはほぼ同点、ほぼわずかなポイントしかない。ところがほかの4名の方々は、それぞれ今後の展開の仕方について素晴らしいアイデアを持っているということで、その差が相当開いた、それで総計としましては1位の部分と2位の部分に差がついたということでございます。プレゼンテーションをじかに受けたのですけれども、1位の部分はすばらしかったです。それなりに中国とのネットワークも築いておまして、それから公的なコンサルタントにつきましても、中国系の方々をバックにきちんと据えているという形でした。プレゼンテーションを見る限り、受けた印象としましてはやはりいかんともしがたいという感じがしてございます。

○辻野ヒロ子委員 会社のJVでやっていますよね。まだ設立もしてないがその部分についてお伺いします。

○上原勝則産業振興統括監 我々の委員会のほうに上げたものは、第2次審査ということでございまして、第1次審査では申請企業が公募条件に合致しているかどうかをまずクリアしてございますので、そこら辺の現在、未組織である云々につきましては、担当のセクションで第1次審査をクリアした3企業が上がってきたということでございますので、特にその部分につきましては我々

委員の中でも議論にはなってございません。

○安里肇産業政策課長 もう一点の設立できてない企業がという質問でしたけれども、今回共同申請がありました。代表企業は県内の企業でして、平成5年に設立されて、もう県内で十分に実績を積んだ企業が代表企業になっております。それから、共同申請者は関東にある企業でした。ですからそういう点では、資格については問題のある企業ではありません。そして、4月1日時点で設立できていないのではないかという指摘なのですが、実は4月1日に設立と書いていました。確かに申請書の中に、これは、両者がコンソーシアムを組む、いわゆる業務連携の協定を組むというようなことを、4月1日にしっかりやりませぬ、あるいはやってくださいというような趣旨でして、これについても特に4月1日時点で両者が共同のコンソーシアムを組むということであれば特に問題はありませんと、要するに設立していない企業ではなくて、代表企業が粛々と手続を代表としてやっているということでもあります。

○辻野ヒロ子委員 やはり陳情者はそういう不満を言っているのはそのあたりなんです。まだ会社を設立していないのにどうしてそこにという思いは強いと思います。その辺の説明はどのようにやればいいんでしょうか。特に今、産業政策課長がおっしゃることでは理解しないと思いますけれども。

○安里肇産業政策課長 そこは少し誤解があるのかもしれないと思って、実は異議申し立てがあると耳に入った時点から、当該陳情者に対して何度も連絡したり電話をかけたり、あるいは私、本会議の途中でしたけれども直接石垣島に伺って、説明を申し上げたいということで何度も連絡を差上げたのですが、なかなかお忙しい方で、そのあたりの説明が十分にできなかつたというのは大変申しわけなかつたと思っております。やっと先週の金曜日に来ていただいて説明を申し上げたところですが、十分に伝わってないところがあるかもしれません。

○辻野ヒロ子委員 予算特別委員会の後に産業政策課長、検証に行つてこられたわけですね。その状況を教えていただけますか。

○安里肇産業政策課長 予算特別委員会の後、私は木曜日、金曜日、土曜日に、福建省、現地の事務方と外事弁公室の担当副主任と相談をしてきました。一応、まだ最終合意には至っていないので詳細については申し上げることはできません。

んが、基本的に福建省も沖縄県と一緒にやっていきたいという気持ちを持っておりますので、最終的には私どもが説明している方法で何とか福建省も考えていただけたらと思います。こういった事例が中国本土でも一つしかない事例なんだそうです。所有権は中国側が持っていて、所有権の中に永久無償使用权なるものを日本の一自治体が持っているという例は、福建・沖縄友好会館だけだそうで、あちらも例がなくしてどう対応したらいいのか少し考え中だと、そこに一緒になって知恵を出し合っているというところであります。

○辻野ヒロ子委員 この陳情にもありますけれども、福建省のほうも陳情者は余り理解を示していないというように、本人自身もそこへ行ったり来たりしていますので、そのあたりできちっと先方とも丁寧に説明がされていないのではないかとということと、また陳情者に対してもなかなか食い違いがあったり、それを話しておられました。説明が不十分ではないか、もっと丁寧に説明していただけたらこういう問題にはならなかったのではないかと思います。いかがでしょうか。

○安里肇産業政策課長 先ほど申し上げました、お互い考えが違っているかもしれない、誤解があるかもしれないということで、何度も接触を試みました。ところがなかなか、忙しい方でその時間がとれないということで、やっと先週の金曜日の午前中、私が福建省に行っているときですから、十分な説明ができなかった、あるいは納得を十分にしていただけなかったかもしれないと思っております。これからでももし時間があれば、説明したいと思っております。

○辻野ヒロ子委員 その企業も、福建省、上海中心に活動しておりますし、またWUBの上海大会のときにもその会社が事務局となって、かなり功績を上げています。そういう意味ではいろいろ地元の郷土芸能を持って行ってやった経緯もあって、向こうから感謝状をもらったり、しっかりと交流を続けてきているだけに、今回のやり方に対してとても不満を持っているわけです。ですから、応募期間も年末年始のインターネットでしか公募をしなかったという部分と、そういう問題もかなりこの企業ありきだったのではないかとと思われるのですが、いかがでしょうか。

○勝目和夫観光商工部長 まず、基本的には入居されている企業、活動されてこれまで実績のある企業が尊重されるべきだと思います。その活動には支障がないというような契約の内容にまずなっております。それと、先ほど産業振興

統括監からもあったように、今後の展開ということ、なかなかこれまで難しかったと。どうしても入居—いろいろ取り組んできたつもりなんですけれども、それから福建省とこの間、2年越しに行ったり来たりして相当やっておりますが、具体的に県と福建省で、何か交流できる具体的なテーマ—いろいろやりましたが、実績もなかなか出てこなかったということで、今非常に交流が途絶えかかっています。けれども基本的には経済環境の支障はないという話と、今後も、先ほど説明したように那覇市や浦添市、宜野湾市が交流していますので、こういうのは県としてもうまく回るように、これはいつでも協力していく予定であります。そういう企業の意見はもっと聞く耳を、我々も直接—今回は少し反省しているところもありますが、事務所だけある程度任せていたところが、現地は現地の対応でありますので、その件は反省しているところでございます。

○辻野ヒロ子委員 設立当時からずっと入居して、そこで活動拠点としていて今回の公募に対してこういうやり方だったというのに、とても一きのうもお電話がありましていろいろ話しておりましたけれども、本当にしっかりと、そのあたり丁寧に、なにも拙速的にやるものじゃないのではないかという思いも強いんです。もっと丁寧に、そういうのはやるべきだと思います。そのあたりはいかがですか。

○勝目と夫観光商工部長 初めから、この御質問でこの企業ありきということは一切ございません。我々の役目として、役割としては、要するにこういうことがあちこちで、期間が短いとかいうお話などありますけれども、この緊急対策で予算がぎりぎりをついたとかいうような話があって、ただ規則で定めてる期間というのは、これは踏襲しておりますので、企業にとっては確かに短いという御指摘がありますけど、県としてはそういうルールは確保しておりますし、10月に事前に入居企業に対して現地のほうで、こういう動きがあるということは一応説明したという確認まではしております。またことし1月7日、私は商工会の幹部ですので、新年会があったときにあいさつをその場で受けまして、一応よろしくというようなことも私も直接受けました。ですからそのときは、期間が短かったとか何とかという話は承らなかったんですけれども、基本的に我々としては公正公明という立場では、今回は企業の事情はあるにしても、守っていると一応思っております。

○辻野ヒロ子委員 国際交流という点では、特に観光面では大事な中国とのつき合いになりますので、そういう意味ではこれは慎重に審議する必要があると

いう議長のアドバイスもありました。そういう意味では、今回のこのやり方についてこういう問題が起こるといえるのは、やはり当局のほうも反省すべきところがあるのではないかと思います。そういうことで今回、この問題を議論する中で、お互いに問題を真摯に受けとめてやっていかなければならないと思うんです。観光商工部長、指定管理の形になるんですけども、この会社はこれからも、産業振興統括監もさっきおっしゃいましたけれども、今後の展開に差がついたということで、私もこんなに差があるのかなとびっくりしていますけれども、そのあたり本当に期待できるかどうか、見解を伺いたいと思います。

○安里肇産業政策課長 産業振興統括監が申し上げましたとおり、今後の新たな事業展開について非常に評価が高かったということで、実は今回のような問題が発生しまして、何度もその後も意見交換しています。私たちが心配したのは、こういう陳情を逆にされたという立場になってしまうものですから、もしかして弱気になっていないかなと少し心配していました。しかしそういうことなく自分たちが考えていることを粛々と実現していきたい、そのような意思を持っている企業であります。何とんでも彼らと一緒にになって、もちろん入居されている企業とも、当然一緒にになっていかなければと思っております。そういう意味では、今回陳情を提案された企業も一緒にいきたいと、我々も間に立って連携していきたいと思っております。

○辻野ヒロ子委員 福建省政府ともすっきりしない部分があるような気がしたんですけども、そのあたりも含めて今後、沖縄県の日中友好協会の皆さんとの連携など、そういったこともしっかりやっていかなければならないと思いますが、いかがでしょうか。

○勝目と夫観光商工部長 友好関係はこれからもさらに強くしていきたいと考えております。そのためにはこれまで以上に県も、現地任せのところがありますけど、民間に委託するにせよ引き続き友好関係は図っていきたいなと思っております。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
玉城義和委員。

○玉城義和委員 今せっかく出ていましたので関連して二、三伺います。福建・沖縄友好会館は、かなり鳴り物入りでつくられて、私も見たことがあります

が、福建省のメイン通りで、非常に繁華街で一等地にあって、12階建てでしたか、非常に立派な会館です。そもそも会館をつくった目的、何のためにつくったのか、その辺はどうですか。

○安里肇産業政策課長 これは福建・沖縄友好会館建設に関する協定書の前文にある精神です。「お互いの友好協力の永遠なる象徴として、また沖縄県民と福建省人民との間で文化、経済その他の広範な分野でも交流を行う拠点として、福建省、福州市内に友好会館を建設する」というような趣旨で述べられています。

○玉城義和委員 平成10年ごろに完成したと思いますが、この間、今読み上げていただいたような各方面の交流拡大を図るための拠点施設と、福建省との600年にもわたる交流をバックにして非常に理想を掲げてつくった会館なんです。沖縄県のなけなしの金から3億円近くはたいてつくっているわけであって、先ほど観光商工部長も言っていたように、現地事務所に任せきりだったという話なんだけれども、私はそのとおりだと思います。今中国が非常にダイナミックな経済展開をしている中で、陳情の処理方針を読むと、入居企業も少なく、費用対効果の面から会館の運営に係る委託料廃止論云々。まるでよそごとみたいに言うような話ではないだろうと思います。この10年間何をしてきたのかと、税金をかけて3億円以上かけて、長い間福建省と交渉しながらつくった会館を、本当に福建省との拠点、交流拠点として県は生かすような努力をやってきたのかと問われているのではないかと思います。だから陳情者のこの話も辻野委員からも言ったように、幾つか貸しがあるような気がしますけど、それもさることながら、この10何年間、結局そのために県は何かやったのかと、事務所に任せてきたのではないかと思います。これほど中国が非常にたくましく、目覚ましくダイナミックに経済発展を遂げている中で、むしろそれは我々方としては積極的に活用して、むしろそれを生かして、拠点にして沖縄経済も含めて新たに交流すべきであって、費用対効果が云々ということを書いて退散をするような、つくった目的から言ってもむしろそういうことではないのではないかと思います。その辺はどうなんです。

○勝目と夫観光商工部長 玉城委員の御指摘のとおりだと、基本的には我々も思っています。やはりこれまで福建省と毎年行き来を一これは2年越しか1年かはっきりしてませんが、相当な団体が文化体に分かれて、いろんなことをこの間やってきました。その中で、県と福建省の間では共通する具体的な交流

まで結びつかなかったということで、当初、相当努力した経緯はあります。ですから、そういう流れの中でここ数年、取り組んできた経緯の中からはなかなか次につながるシナリオが描けませんでした。ただその中には、胡錦濤国家主席の次に候補とされている習近平さんが、当時福建省の省知事ですか、稲嶺知事と面談されたというネットワークなどは実は生まれてきてはおります。ただ、これからどうしようかというシナリオを県も描けなかった。経済界にも実はいろんな意見を伺ったところなんですけれども、やはり難しいのではないかと、結構お金を寄附していただいておりますから、我々としては関係するところはずっと回りました。いろんな話を伺っても、経済界事態にも今後どうするかというシナリオがかけなかった。それで今回、一応友好会館の活性化という意味では民間を使う。ただ、福建省との交流とか、那覇市も浦添市も宜野湾市もありますから、こういう交流は推進していこうということで、福建省とはそういう相談を改めてしているところでございます。

○玉城義和委員 経済界がどう言ったこう言ったという話はあとの話であって、沖縄県自体が、担当部長含めてどういう方針を立ててこの10年間やってきたのかと、ここで問われているのです。要するに民間委託して会館の活性化につなげるという話だと思います。そもそもそういうためにつくったわけじゃないです。会館をつくったのは、会館の活性化のためにつくったわけではなく、その歴史的な観点も踏まえて経済活動の拠点にしようと、こういうことでしょう。そこのところに10年間ほとんど手を打ってこなかったと思いますよ。そばで見ていて非常に気になっていましたけれども、こういう問題が起こって出てくるというのも、非常にある面で言えば残念なことです。そういう意味で言えば会館の中の費用対効果の小さな話をするのではなくて、もう少し沖縄県の経済の活性化を含めて、どのようにすればできるのかということ、中にでもそういうメンバーでも集めて、福建省などを入れて少しやるとか、そういうことをやる必要があるのではないですか。だからどの企業が1位だった2位だったとかいう話も、少し寂しい話で、そういう話しかできないということも寂しい話ですよ。だから、撤退という話にしかならないんで、今の話だと。そこのところはどうなんですか。もう少し気合い入れ直して少し基本的に考え直して、この会館をどうするかと、これを4階から8階か、7階かの一番のメインのところは沖縄県が押さえてるわけですよ、4フロアは。それが、有効的に使われるかというのは非常に重要なことですので、その点は観光商工部長、陳情が契機ではありますが、少し腹を据えてその中にでも研究チームつくってやり直すとか、少しやってみるという気はないですか。

○勝目和夫観光商工部長 我々も、外部の監査からいろいろ指摘を受けて、もっと活用する方法があるんじゃないかという議論したところではありますけれども、3カ所から指摘があつて、県としても委託料を廃止するという決定された事項があつて、そういう事実は答えました。ただ今後、友好会館自体がなくなるわけじゃありませんし、民間活用という今回の陳情の案件ではありますけれども、県としてどうするかというもう一点ですが、委員の御指摘のとおり残っておりますので、それは今台湾事務所と連携するか、直接県とホットライン—今ありますけれども、これをもっとうまく活用して今後どうするか、ちょっと福建省ともこれを機会と言つたらなんですけれども、管理委託するに当たって福建省とはいろいろ議論しておりますので、再度その件は、委員御指摘のお話含めていろいろ検討させていただきたいと思います。

○玉城義和委員 今、入居してる企業の資料が手元にありますか。

○安里肇産業政策課長 個別企業名といいますか、分野で申し上げます。貿易を行ってる企業、それから新規事業開拓を中国でなさってる企業、それから建設業、輸入業務等をなさってる企業の3社です。

○玉城義和委員 これは特に秘密にすることでもないのですが、後で会社名を出してほしいです。最初の資料を持っておりますが、まず最初の資料が6つですか、検討企業が3つ4つあるわけですね。今だんだんしりすぼみになってきて、今3社しか入って来てないとなるとフロアはみんなあいてるわけですか。

○安里肇産業政策課長 簡単に会館の状況を御説明申し上げますと、沖縄県が永久無償使用権を持っているのは4階、5階、6階、7階、それと1階の50平米です。4階フロアはすべて福建省外事弁公室に全フロアを貸しています。7階は半分より少し多目に福建省外事弁公室に貸しています。沖縄県が使えるのは5階、6階、7階の半分と1階の50平米ということになっております。その中の5階には企業は10室ありますが、現在3室が入っているという状況です。

○玉城義和委員 全くこれはもうこの10年間で、さんざんたる状況というか、非常に中は、つくったときから比べると、本当にどうにもならないような状況になっているわけで、それも非常に大事な問題でもあります。先ほどおっしゃってたこの企業、新しい管理をする企業が新たな事業展開について評価が高い

と、こういうことを言っていましたね。その中身を説明してくれませんか。その管理会社はどういうことをこれからやろうとして、どういうことを県が評価したのか、審査員が評価したのか、その辺を少し説明してください。

○安里肇産業政策課長 今回、優先交渉1位になった企業の事業というのは、中国側とのビジネスに精通した県内企業と日本企業の中国進出を支援する、県外のコンサルタント会社の共同企業体となっております。事業計画では、現地でも沖縄県産品の販路拡大、旅行ツアー等の企画、県内企業の中国進出支援を目的としてビジネスマッチング等のような事業計画が出されております。

○玉城義和委員 この会社は基本的に県外の企業ですか。

○安里肇産業政策課長 先ほど申し上げましたように、共同企業体ということで、代表企業が沖縄県内でしっかり活動されてる企業で、共同で申請する企業は関東の企業です。

○玉城義和委員 この企業が新たな管理会社になることによって、例えばどういう効果が出てくると考えられますか。要するに、高い評価というか、これからの展開で高い評価があるということなんでしょうけれども、例えばその会社によって今の4フロアが埋まるとか、沖縄の企業が進出ができるとか、そういった展望はあるのですか。

○安里肇産業政策課長 希望としては全フロアが埋まること、それを私どもとしては期待しております。共同企業体の代表者は、もちろん日本国籍ではありますが、中国、それも福建省で長い間おられた方で、そういう意味での中国におけるつながりを持っている方です。そういうところも非常に審査の中で評価の高かった点だと思っております。

○玉城義和委員 先ほど辻野委員からもお話がありました沖縄国際海運という会社は、10年前から最初から入っていた企業で、この1社しか残っていません。そういう意味でいろんなことがあったんでしょう。あえて繰り返しません、いずれにしても、非常に県民の血税をかけて拠点をつくろうとやったわけですから、今回の民間委託でしりすぼみにさせることなく、ここで新たに沖縄県の経済活性につなげるという意味で、ぜひここは、気合いを入れてやっていただきたいと、観光商工部長よろしいでしょうか。

○勝目和夫観光商工部長 沖縄の企業と関東の企業で、中国福建省に関する企業の共同体ということで、沖縄の企業内容については、沖縄のネットワーク企業、やはり福建省と相当交流している企業がありまして、こういったところとも連携してビジネスは発展させていきたいということで、これを支援するとともに沖縄県独自も、交流という当初の目的を果たしていきたいと思っております。

○玉城義和委員 この契約は何年契約ですか。

○安里肇産業政策課長 1年契約の3年まで更新できる契約になると思います。

○玉城義和委員 次に赤がわらについてお聞きします。19名と非常に少ないですが、私はこれも非常に重要なことだろうと思います。誤解されると困りますが、例えば中学を卒業して余り学校にも行きたくない、勉強もしたくないという子供たちもたくさんいますが、3年間そういう生活を送るのがいいのか、早目に職を見つけ、あるいは職人につくのがいいのかというのがあると思います。村上信夫という帝国ホテルのシェフ長がおりましたが、彼が一度こういう話をしてもらったんですね。シェフにするならできれば小学校卒業して来てもらったほうが一番いいと、舌の感覚も一番いいし、義務教育だから中学まではどう話をされててですね、私は感動しました。そういう意味であればだんだんセメントを扱う大工だとか、タイルとか赤がわらとかそういう職人がどんどん減ってきてるんですね。需要は相当あるんですが、なかなか担い手がないという状況にあるわけです。そういう意味でこういうのは本当に重要です。たかがと言ったら悪いけど、50万円くらいしか出していないわけだから、100万円くらい。これを切るなんてことはやめたほうがいいですよ。やはりここで50万円でも100万円でも県から金が出ているのと、出ていないのとでは全然違います。むしろ県としては拡大し宣伝して、むしろ権威づけをして、職人の権威を高めると。ドイツでは非常に高いですよ。大学の先生と同じくらい社会的地位があるんですよ、マイスター制度等も含めて、職人を大切にするとするかやる必要があると思います。そういう意味では50万円とか100万円の金を打ち切るなんてやめたほうがいいです。むしろ宣伝をしていただいて職人をふやしていくと、中学を出ても高校に行くよりも早く職人になった方が社会的地位も安定もするし、生活も安定するという雰囲気をつくっていくことが勝負であり、そう

いう意味ではせっかく始めたのだから、打ち切らないでこれはぜひ続けてほしいと思いますがどうですか。

○勝目 和夫 観光商工部長 実は県では平成8年から13年度まで浦添職業能力開発校で、赤がわらの施行のコースを設けていたんですが、残念ながら、コースが廃止になりました。応募者も少なくなってきたということでございます。それと県の工業技術センターでは、耐久性の赤がわらというものも完成しております。やはりこれから沖縄の景観としては、スペイン産、中国産とかの赤がわらが一部入っておりますけど、やはり県産品の赤がわらを我々としてはこれからも推薦していきたいと考えております。やはり人材育成で試験がなくなると土木の特記仕様から消えていく可能性もありますので、試験は継続させる方向でもっていききたいと考えております。ただそれがお金なのか、いろんな周りの環境を整えることなのかということは、いろいろ検討していきたいと思っております。

○玉城 義和 委員 周りの環境もやらなければなりません、その助成するということも、環境なんです、一つの。環境づくりをして若い人たちをそういうところに誘導していくということが非常に重要です。それができれば雇用にも結びつくし、かわら産業にも結びつくし、沖縄県の景観も含めて観光にも結びつくわけです。総合的に回っていくわけですから、公務員志向が高いという沖縄県ですから、そうではないと職人が立派な仕事で、安定した生活が得られるということを宣伝するのも県の役割ですから、そこは頑張っていたいただきたいと思っております。

○玉城 ノブ子 委員長 ほかに質疑はありませんか。
渡久地修委員。

○渡久地 修 委員 幾つか陳情も質疑したいのですが、その前に、今の東北大震災で皆さん方が緊急に対策本部を立ち上げて一生懸命頑張っていると、大いに頑張っていたいただきたいと思うのですが、こういう事態ですので、この観光商工部として、いまやっていること、力を入れていることを委員会に報告していただきたいと思っております。

○勝目 和夫 観光商工部長 私も対策本部の一員として、きのうも知事が本部会議を開いておりまして、やはり各部局の取り組みということで、今直接うちが

まず請け負っているのは、当部の観光振興課に直接被災に遭った方々が、泊まるところがないかと相談が実際きています。それで、安いホテルとかお金もない人もおりますので、いろいろボランティアでやっているところやお寺、無償で提供しているところのお知らせをしています。ホテル関係も台風対策用の費用を設定していまして、通常より安い料金で、設定しているところでそういうところを優先して今手配しています。ただ個別に対応していますけれども、これを本部としてまとめて、立ち上げて、その中で一括ワンステップでやりたいということで、立ち上げて今やり始めています。やはり観光の受け入れもそうなんですけど、中には被災にあって外に行けない、帰れないという人たちもいたりして、こちらにおられる方、既に来ておられる方もおりますので、こういう人たちの受け入れ、現実の目の前。それから、一番議題になっているのは、向こうから1万人単位とかそういう単位で来たときに、どうしようとそういう話がございます。とりあえず、岩手県、福島県、あと3県ですか、その3県から3000名くらいの対応を今準備するような具体的な議論を今やっておりまして、例えばあいているホテル業界と連携して安価な値段でホテルで対応するとか、そういう受け入れの話を我が部としては中心にやっているところでございます。

○渡久地修委員 私は観光商工部は非常に大切な部署だと思います。例えば、人的な支援という点では消防とか警察、あるいは医者とかありますが、物的な支援という点では皆さん方が企業と協力してやるというのはあると思いますので、この辺もぜひ強めていただきたいと思います。物資、それと今言った受け入れについては最悪の事態を想定して今から準備していかないと私たちは申し入れもしましたけれども、数万人単位で受け入れる、疎開という言葉が出てきていますからね、役所も移ってる事態ですからね。原発のものがどうなるかというのもわからない、そういう意味では万単位という最悪の事態になりかねないと想定して、観光業界とも相談して、ホテル、赤十字病院もありますけれども、北部地域の閉校になった学校とかですね、私たちのところに民間のアパートの持ち主から、うちあいてるよ、協力していいよという相談もあるので、そういったのも含めて、緊急な受け入れ体制を皆さん方としてもぜひ最悪な事態も想定して、急いでやっていただきたいと思いますと思いますが、どうですか。

○勝目和夫観光商工部長 現に、直接課に来られて相談を受けている人たちが七、八件あったりします。空港に財団法人沖縄観光コンベンションビューローの窓口がありますけれども、そこは通常の5倍くらいの忙しさになっていると

かありますので、緊急の今すぐにやるべき課題だということ、急いで人員の配置とか体制をやっているところでございます。

○渡久地修委員 それと、観光商工部として、沖縄県の経済にこれから与える影響についても、すぐに対応しないといけないと思います。まず観光客が来なくなるという問題があります、それから農林水産部で出たけど、菊の出荷ができなくなったとか、それから農水産物の品薄が出てくるかもしれない、葉野菜とか。こういった沖縄経済に与える影響、それからガソリンがどうなるか、その辺も含めた今後の一向こうが復興にも向けていく、そういう中で対応もどうするかというのも、皆さん方が主に所管すると思うんですけども、その辺の対応はどんな準備で進みますか。

○勝目と夫観光商工部長 経済に及ぼす影響というのは、結構はかり知れないくらい起き始めてるのかなと思います。例えば、海外事務所からいろんな情報が入ってきますが、日本向けの外国のツアーが一応キャンセルしてるというような話があって、日本国内向けのツアーは15件ですか、我々がわかっている分についても修学旅行が廃止したり、団体旅行が120件くらいで、1万人くらい合わせての規模が既にキャンセルか延期とか、そういう状況になっております。国内の影響と外国からの、日本についてはしばらくツアーを組まないという動きが既に出てきてまして、こういうことに対してどのように対策していくか検討の余地があります。またホームページでは、外国に対して沖縄県への影響は今のところありませんというようなものは発信していますが、それでも問い合わせが来るような状況です。受け入れとか震災対策とは別にですね。我が部としては今後の経済の影響、ドル、1バーレル当たり石油も200円近くになるのではないかと既に一部から発信されていると、結構相当いろんなことが影響が出てくるのではないかと感じておりますので、その対策もあわせてやっていきたいなと思っております。

○渡久地修委員 これから日本は、全体的に沖縄県も含めて向こうの復興に、我々としても支援をやらないといけない、そういう中で沖縄県への影響を最小限どう食い止めていくのかという点で、非常に難しいのも出てくると思います。けれどもその辺も怠りなく、逆にこういう復興のときに、前のめんそーれ沖縄とかやるのも全国民的感情からしたら、私はいかがなものかなとも思います。その辺のいろんな問題も勘案しながら、沖縄経済に与える影響を食い止めながらどうやって復興を支援していくかいうのを常に目配りしながら、緊急体

制ですからぜひやっていただきたいと思います。次に陳情の19ページ、番号第10号、泡瀬ゴルフ場跡地の問題についてお聞きします。中心商店街の活性化というのは皆さん方、観光商工部の所管だと思います。これまでも那覇市の国際通り、平和通りとかですね、あるいは沖縄市の銀天街とかあの中心商店街活性化の問題は大きな議題になってきたと思いますけれども、中心商店街を活性化するというのは、皆さん方の部としてもそれは相当大的な力を入れていかなければならない課題ですよ、これはいかがでしょうか。

○**勝目 和夫 観光商工部長** 沖縄の中心市街地、街の空き店舗率が平均すると11%前後で、なかなか改善していません。その地域のコミュニティーも崩れ始めているとかいろんな問題がありますので、そういう非常な問題だと我々も思っておりますし、いろんな取り組みを今後も継続してやっていきたい。

○**渡久地 修 委員** そういう中でここに出ている泡瀬ゴルフ場跡地に巨大なショッピングセンターを出店と、そうなった場合、いわゆる中心商店街はどのような影響を受けるのか、どこどこが影響を受けるか想定されていますか。

○**登川 安政 商工振興課長** 一般的に言えば、大規模小売店舗が出店した場合には例えば買い回り品とかそういったものが、これまで商店街で買い物をしていたものが大規模店舗に流れるという形で、商店街の売り上げ関係については影響が出るものと考えております。

○**渡久地 修 委員** もうちょっと具体的に聞きますが、沖縄市は詳しくないですが、銀天街、中の町通り、一番街、それと宜野湾市の通りとかはね、これは出てきたらどんな影響を受けますか。

○**登川 安政 商工振興課長** 今申しましたように、売り上げ関係については影響があるものと考えてます。

○**渡久地 修 委員** 処理方針を見ると全部困難であります、県は困難であります、こればかりです。本当にこれでいいのかなという気がします。こういうのが想定されているときに、これが出たら、確実に中心商店街というものが衰退していくのが目に見えています。本会議でも取り上げられているのに、今の処理方針で困難です、困難です、これでは、私は通らないと思います。中心商店街活性化をさせるということを所管してる部の部長としてね、これでいいんです

か。

○勝目 和夫 観光商工部長 困難でありますというのは、ゾーニングとか受給調整、こういったことに対しては現行法の中では困難でありますとお答えしているところでございます。

○渡久 地修 委員 皆さんはどんなことやりますか。

○勝目 和夫 観光商工部長 沖縄市はそういった中で中心市街地の活性化に向けて、活性化法に向けて基本計画の認定を受けて頑張っていますので、こういうところは支援していきたいと思っております。

○渡久 地修 委員 この沖縄市の基本計画にイオンモールが泡瀬ゴルフ場跡地に出てきたら、この計画は順調にいくんですか。

○勝目 和夫 観光商工部長 そういうのも想定して計画もつくっておりますけれども、それは順調にいくかどうかというのは現時点では難しいです。

○渡久 地修 委員 今までの現にあちこちに大型店舗が出てきました。その結果いろんな中心商店街、沖縄本島北部から糸満市までほとんど衰退しています。そういう現状について、その辺は深刻に受けとめてやらないと方向ははっきりしてると思っています。だからイオンモールが出てくるが、そことこの問題で観光商工部長自身話し合いをやったことがありますか。

○勝目 和夫 観光商工部長 手順としましては、都市計画を所管する土木建築部と今相談しております。そこでいろいろ意見がまずは交わされます。他府県の例だと、そこで結果として面積を小さくしたり、交通体系とかいろんなことは実際ありますので、そういう状況を我々は手順としては見守っているという状況です。

○渡久 地修 委員 今の法体系で皆さん方が言っているのは、今の法律の立場でやるからこういったのは、限界性はあるかもしれませんが。この前本会議で今後の沖縄県の経済の問題を取り上げたときに、沖縄県がこれまでずっと観光に力を入れて14倍になって580万人来るようになった、ホテルも大きいのがどんどん建つようになったと、しかし500人以上の収容のホテルの外資が35%、本土

系が35%、合わせて70%が外資と本土系の資本、あと県内資本は30%と、そこで働いている人たちの待遇というのは15の産業中一番下だというのがありました。それを規制するかと言ったら今の法体系ではできません。だからそういう企業と県が協定を結んだりして正規雇用をなるべく雇ってください。それから食材を沖縄県の物を使うなど協定を結んで、ルールある沖縄県の地域経済を築かないといけないんですか。知事もそのとおりです、そのように頑張っていきたいと答弁していました。まさにルールある経済というのは、そこでどうやって築いていくかというのが試されていると思います。弱肉強食ではだめなのです。今までの体制は弱肉強食なんです。大きいのが入ってきてても規制できません、中心商店街がどんどんつぶれていく、今の法体系ではできませんといったら、観光商工部長が乗り込んでいって、これではつぶれてしまうからあなた方が考えてくださいと直談判やってきたっていいじゃないですか。これを土木建築部を待ってからどうのこうのでは、できませんと言われてから、建物が建ってから中心商店街がどんどんつぶれていったらね、どうしようもないですよ。法体系ができなかったら直談判に行くべきだと思うんですが、どうですか。まずは直談判やってきたんですか。県議会でも各政党みんな取り上げている、沖縄が大変になりますと、沖縄が大変になると、あなた方が考えてくれということをやってみたらどうですか。聞いてくれるかもしれませんよ。

○**勝目 和夫 観光商工部長** あくまでルールで仕事をしておりますので、基本的には土木建築部の都市計画による審査、地元とやりとりをやってますので、まさに、そういうところは見守っていきたいと思っております。

○**渡久地 修 委員** 都市計画法は土木建築部がやるとしても、中心商店街活性化は皆さんが所管なんです。その立場で動かないとだめじゃないですかと私たちは言ってるんですよ、どうですか。

○**勝目 和夫 観光商工部長** 中心市街地の空き店舗の解消とかいうのは我々としてもこれからも勢力的に取り組んでいきたいと考えております。例えば本部町、ここは空き店舗率が非常に高かったですけど、今はゼロになっています。そういう取り組みをどんどん紹介して、やはり地元が基本的にもっと頑張るという流れをですね、持っていきたいなと思っております。

○**渡久地 修 委員** 観光商工部長の今のような姿勢ではもう大変だと思います。とにかく中心商店街の命にかかわってますから、それを所管する観光商工部が、

こんな態度で土木建築部任せではだめだと思います。これは厳しく指摘して県議会としてどういったことができるか、私たちまた議論していきたいと思えます。次に赤がわらの件ですが、聞き漏れだったらお許してください。沖縄県技能評価認定制度というのを受けて合格すると組合が認定証を出しますか、それとも沖縄県が出しますか。

○湧川盛順雇用労政課長 合格証は組合が認定を行います。

○渡久地修委員 沖縄県としては補助金を出しているだけであって、沖縄県としての技能者ですという証明書にはならないですか。

○湧川盛順雇用労政課長 評価制度、評価する団体として県が組合を認定しています。そして評価して認定される証書については組合のほうで交付するというような流れです。

○渡久地修委員 この赤がわらとシックいは、沖縄県にとってはとても大事な財産だと思います。私は那覇市の首里ですけど、首里山川町の3丁目「からや」という地域があります。昔からかわらを製造してシックいの人たちがずっと住んでたから山川3丁目ですけど、通称「からや」というんです。首里城をつくったとき、あるいは首里城の修復のときにシックいの技術者がいないから、お年寄りまで駆り出されているんですよ。高齢者まで、引き継がれていないんですよ。シックい塗りも、シックいも首里城は何年かに一度やらないといけないけれども、この技術者も少ないんです。だから沖縄の文化財、首里城も含め、あるいは識名園とかそういう文化財の保存のためにもこういう人はとても大事なんです。これは沖縄県が認定してもいいくらいの非常にすばらしい、沖縄県にしかない赤がわらのシックい塗りの技術だと思います。だからこういう人たちを沖縄県の財産だと考えて育成していくという立場に立たないといけない分野だと思いますが、その辺はどうなのでしょう。

○勝目と夫観光商工部長 平成8年度から13年度まで県立職業能力開発校です。ね、赤がわらコース、シックいコースを一応、人を育てるためにやりました。ただ応募者の減少とか委員おっしゃられる講師の確保が困難で、結果としては廃止になりました。ただ今回は事業者が組合をつくってそういうふうな動きは評価してもいいと思えますし、県としては制度そのものは県知事が認定していますけど、その支援、どうやってこれをさらに今後支援していくかという

のは、改めて検討していきたいと思っています。

○**渡久地修委員** この技術は単なる大工の一部とかそういったものではなくて、沖縄の伝統工芸品に匹敵するようなそういうものだと位置づけてやらないと、職業訓練校でやってもなかなか来ないと思います。だから、非常に重要な沖縄の伝統技術、これを育成していくんだという立場に県が立って初めて、これに挑戦する若者たちも出てくると思いますので、ぜひそういう立場でやっていただきたいんですけども、最後に観光商工部長にもう一回お聞きします。

○**勝目と夫観光商工部長** 国が認めないところで特殊な認定制度をやっているのは沖縄県以外6県あります。沖縄県も平成19年からそういうものを設立したという目的は、これを継承して、発展させていきたいということが基本ですので、我々としてはこの赤がわらというものを、もっと産業に結びつけるような仕掛けみたいなものはもう少し検討させていただきたいと思います。

○**渡久地修委員** ぜひ、今出ている陳情の予算も復活して、さらに今言った観光商工部長の力も入れていただきたいと要望して終わります。

○**玉城ノブ子委員長** ほかに質疑はありませんか。

中川京貴委員。

○**中川京貴委員** 21ページお願いします。これも第29号で新規で出てきております。これもずっと質疑いろいろ出てました県内企業への下請業者への発注に関する陳情です。一部県内業者の下請に県外が入っているというような説明がありました。これは観光商工部長の認識の違いで一部ではなくて結構下請業者に県外業者が入っているということで、一般質問や代表質問も含めて出ていたとおりであります。その結果、その陳情が出てきたのではないかなと思っております。そこで県内土木建築業者に対して県産建設資材の優先使用及び下請発注の県内企業への優先発注を要請していると、この経過処理方針にありますけれども、やはり特記事項で元請業者は下請は県内使ってますかとやってると思うんですが、これは特記事項に入ってますか。

○**勝目と夫観光商工部長** 一部というのは下請、少し訂正させていただきたいと思います。我々も実際に契約する立場にある観光商工部としてではなくて、土木建築部とかあるいは農林水産部がほとんどやっておりますので、実態は正

直言って、途中経過を聞いているくらいでございしますので、一部訂正させていただきたいと思います。特記仕様書にというのは今の赤がわらも特記仕様書に書いていただいておりますし、県産品を我々としてはもっと拡充していくと、地元の産業を育てていくという立場からは逆に土木建築部のほうにもっとお願いしていく立場にありますけど、今、副知事を先頭に土木建築部と一緒にあって国や関係機関を回っております。こういう運動は、もっとさらに進めていきたいと思っております。

○登川安政商工振興課長 特記仕様書への県内企業発注への明記についてですが、この陳情について土木文化環境委員会のほうで審議されているところで、本会議のほうでも土木建築部長がこの質疑に対して前向きな発言をしていたと聞いております。

○中川京貴委員 やはり土木建築部と観光商工部とで県産品と食い違いがあるんですよ。土木建築部は一般競争入札するものですから最低価格はありますが安いところ。しかしまた県産品奨励しながらやるには、少々高くても沖縄県産品を使っていたらいいと、観光商工部長がおっしゃるように赤がわらも設計の段階で沖縄県産赤がわらですよとたえればできるんです、土木建築部ですよ。これをうたわなければ安いかわらを使おうが外国産を使おうが、どこ使おうが、安いところでやるものだから下請も安い業者を使うという当たり前の方程式なのです。それを今後どう土木建築部と県産品奨励としてやっていくかということに対して、今説明がありましたけど、こういう県外に対抗するために出てきたのが総合評価方式ではないかなと思っております。総合評価方式の中でも県内業者を下請にしますというのが総合評価に入っていないと思うのですがどうですか。

○登川安政商工振興課長 総合評価方式について細かなことはわからないところでございます。

○中川京貴委員 やはり土木建築部と観光商工部と一緒に知事も含めて協議して、県内業者を育成していくために、また県産品を推進していくためにはどうしたほうがいと協議しないといけないと思います。土木建築部は土木建築部の考えですよ、土木文化環境委員会で協議しています。また観光商工部はこうですよと言っても、これが競争入札になった場合は全部勝負ですから、一番安い価格で入札に当たりたいということでみんなは言ってくるので、下請業者、

県内業者を使いなさいと言っても使わないと思います。それも特記事項で位置づけて、入札の段階で私たちは下請業者はこういった業者を使いますよ、JVを組んだときもJVありますので、JVを組んだときはJVで特Aが1社、A、Bと組んでJVが入札するはずで。その入札の段階でうちはこの仕事をとったら下請業者はこういった業者を使いますよというようなことを加えていくような話し合いを持ったことはありますか。

○**勝目 和夫 観光商工部長** 土木建築部とは毎年、副知事を先頭に沖縄防衛局、沖縄総合事務局長、いろんなところに回って、一緒になって県内業者を使っていただきたいとお願いしてるところです。契約の中身の詳細については、我が部としては県産品愛用というのはどういったことをやってるかという、毎年産業まつりなどこういったところを、我が部の立場としては活性化して広く県産品を広げたいという立場には立っております。しかし委員御指摘のとおり、内容について我々も土木建築部と連携して具体的な話に及ぶように相談してみたいと思います。

○**中川 京貴 委員** ぜひ土木建築部もちろん、文化環境部、教育委員会も含めてすべての課にまたがって、県産品を使用させるにはどういった知恵があるかなど、観光商工部長、進めていただきたいと要望申し上げて次に行きます。次に24ページです。これもずっと質疑が出ていましたが、この件について、私も予算特別委員ではないのですが、予算特別委員会の審査を画面を通して会派で見っていました。主に、この予算特別委員会が出た、産業振興統括監もいろいろ説明していましたが、この問題について主な質疑についてお聞きしたいと思います。翁長政俊委員初めいろんな委員からこの問題について質疑があったかと思いますが、この問題についての県の認識をお伺いしたいと思います。

○**安里 肇 産業政策課長** 予算特別委員会で2人の委員から質疑があったかと思えます。趣旨は、手続等について不備があったのではないかというような趣旨だったかと、一言で申し上げますとそのような趣旨で質疑を受けたと記憶しております。先ほど、観光商工部長も処理方針で説明しましたが、基本的には通常の手続、規則にのっとって公平、公正にやっておりますと考えております。

○**中川 京貴 委員** 公正、公平に、状況的にそう思わないからそういった質疑が出たのではないですか。理由としては、県はこの問題はことしの予算特別委員

会だけではなくて、ちょうど1年前の予算特別委員会、また一般質問等本会議でも出ておりますよね。1年前から出ていて、これは基本的には知事が言う行財政改革、まずはそれに向けての費用対効果もありましたけれども、中国との交流—しかしながら行財政改革、また仕分け作業等いろいろあって、それにおいて方向性としていろいろ賛否両論あると思います。しかしながら1年前からこの問題が出ているのにもかかわらず、昨年12月27日に公募をして、次の年の1月14日、実質18日間ですね、そこに年末年始がありますから12月28日から御用納めですよ、1月の3日から4日まで休みですよ。実質は10日しかないんです。10日しかない期間で公募をして公平、公正であったかということを知りたい。

○安里肇産業政策課長 この件については、昨年の10月に入居企業には一応現地の所長からお伝えはしてあったというようなことが1点です。ですから、いきなりということではなかろうと思います。それから今、個別具体的に日にちの問題がありました。規則にのっとってと申し上げましたのは、今回、私どもが募集したのは申請から締め切りまで19日間ありました。その間に開庁日が10日間です。これについて規則というのはどうなのかと申しますと、随意契約等について、平成18年8月に財務省から出された公共調達適正化に関する通達によりますと、公募というのは行政目的達成のため必要事項をホームページ等で明らかにした上で、参加者を募ることであると。公募期間は、予算決算及び会計令に定める入札公告に準じ、10日前までに広告されなければならないということで、この期間には入っているということでもあります。それからもう一点であります。同様に県が実施してる企画提案公募についてのいろいろなものを見て、調べさせていただいたのですが、日数が15日から30日間程度、それから開庁日が10日から20日程度という事例があります。

○中川京貴委員 今、産業政策課長の説明があったとおり、10日間あれば何の問題もないと言うけど、10日間から20日間の間の10日間ですよ、実質は。ぎりぎりだったと思います。そのぎりぎりが公正公平であったのかということです。それと今後、こういった公募をやっていきますか。10日間ぎりぎりでやっていくのか。今後も指定管理をしていく仕事がたくさん出てくるかと思うんですが、本当に説明したとおり、課長がおっしゃったとおりのほうが公正公平であるのか、再度お聞きしたいと思います。

○安里肇産業政策課長 これは規則の中で定められた範囲におさまっております。

す。それは公正でない、公平でないと判断をされる場合もあるかもしれませんが、私どもとしては規則にのっとってさせていただいたと認識しております。

○中川京貴委員 次の25ページで真ん中のほうですけれども、見てください。処理概要ですが、処理方針の中で「現在の入居者の入居継続に何ら影響を及ぼすものではなく、入居者が不利益をこうむる変更内容でないと認識しております。」これ認識ですよ、責任持てますか。

○安里肇産業政策課長 これは応募要項の中に、条件として現状の契約内容を変更することは認められないとしておりますので、ここに書いてあるようなとおりで、現在入居してる企業に対する何らの変更はないということであります。

○中川京貴委員 もう一つ問題提起しておきたいのは、IT津梁パーク、またいろいろな事業の中で県は、指定管理をしたときに公募しますが、大体ここに入っている人たちが指定管理を受けているこれまでの経過があると思います。その管理してきた人たち、なぜこの人たちが指定管理を受けたのですかと言ったら、質疑に対して、もう慣れているから、この建物について熟知している、ほかの人が来ていろいろおかしいという説明があって、今まで県と情報共有したりいろいろ管理している人たちにやってきた経緯があるんですが、今回は全くそういったことがない会社が受けたということについて、この会社、どういう実績なんですか。

○安里肇産業政策課長 おっしゃったように熟知しているほうがよろしいのかもしれませんが。ただ今回、熟知しているだけでは、今後の事業展開に不十分だと。あるいは、熟知している企業が出していただいた事業計画を上回る評価を受ける企業があったと認識しております。おっしゃるように熟知してるほうがよろしいのだと思います。それから中国で指定管理者という制度がないものですから、制度の間で非常に苦労しているところです。応募して最優先になった企業というのは、平成5年に設立しております。18年ほど実績を積んだ会社です。墓石、または一般石材、建材等の輸入販売を中国福建省—この企業は福州市にはないのですが、中国厦门市を拠点にしてやっておりまして、必ずしも福州市に初めてという企業ではないです。この企業は、福州市ではなくて厦门市を拠点に活動していきまして、だから十分に実績のある企業だと、そういうことも審査の中の評価にされている点だと思っております。

○中川京貴委員 この企業は県内企業ではないということですか。

○安里肇産業政策課長 県内企業です。県内で平成5年に設立して、その間ずっと営業してきて、その企業自体中国と現実取引をしまして、たまたま福州の福建・沖縄友好会館にはないのですが、廈門市を中心に取引をしている企業で、それなりの実績は十分に備えた企業だと認識しております。

○中川京貴委員 この陳情が出ているように、これまで県と一緒に取組んできた企業の皆さん方が、こういう不快感を持って公正公平じゃないということ、議会に陳情書を提出するということは、大きな思いがあったと思います。そういった意味ではもう少し丁寧に説明があつてしかるべきだったと思いますが、観光商工部長の見解をお伺いします。

○勝目と夫観光商工部長 委員の御指摘の点は多々あつたのかなと思っております。我々も、事前に当該陳情者については、何度も呼びかけて御説明申し上げようということをやっていたけれども、先ほどの産業政策課長の話と同じですけど、先週の金曜日ですか、結果的にお会いできませんでした。今までそれなりの対応はしてきているつもりです。あと1件、3社応募がありまして、実はあと1件も、自分たちの企画がなぜ落ちたんだと私のほうに電話があつたということで、やはり自分のプランが適正だと自負心を持っておられる企業が3社申請されたというのが今回背景でございます。

○中川京貴委員 ぜひ、今回は4月から土木建築部も観光商工部も名称も変わって部長もかわるはずですが、連携をとって特記事項でこの県内業者が下請できるような仕組み、県産品を使用できるような仕組みをつくらないと、このような厳しい状況の中では沖縄の県内業者は大変苦しんでいますから、農林水産部含めて各部、連携をとって進めていただきたいと思ひます。

○勝目と夫観光商工部長 そういう御指摘、御要望も含めてあつたということは土木建築部と話し合つていきたいと思ひます。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
当銘勝雄委員。

○当銘勝雄委員 今の福建・沖縄友好会館の話、陳情からお聞きします。先ほ

ど、玉城委員からいろいろとありましたが、今福建・沖縄友好会館は直接産業政策課が事務をやっていますか。

○安里肇産業政策課長 財団法人沖縄県産業振興公社に、事務所を向こうにつくってもらって、財団法人沖縄県産業振興公社のほうから事務所の所長を送って管理しております。

○当銘勝雄委員 私も財団法人沖縄県産業振興公社にいましたのでわかりますが、向こうで福建・沖縄友好会館の事務は、私のほうでやりました。ですから、あるときには少なくとも友好会館ということから、これからの企業の参入展開、あるいは農林水産技術の交流、こういうことを目的につくられました。ですから、玉城委員が言ったように、結局1階の半分はあいてる、5階の10部屋のうち3室しか使っていないとか、こうなりますとその目的が達成されていないと思います。観光商工部長も確かに外部任せだったと言っていました。この福建・沖縄友好会館を生かすことについて、観光商工部は認識が少し足りないのではないかと思います。今結局、国内からでも中国に移転、進出してる企業というのはたしか1万5000社と聞いた覚えがありますが、わかる人教えてください。

○勝目と夫観光商工部長 数はもっと多いとは思いますが、正確な数は把握しておりません。相当な企業が進出しております。

○当銘勝雄委員 私の記憶では1万5000社余りと覚えています。私は十二、三年前はそういうことも含めて中国と提携できるんじゃないかと、農林水産部の技術提携は向こうの試験場との技術交換、種子の交換、苗の交換等いろいろなやり方で隔年でやってきました。そういう形で生かして、沖縄産業の発展を考えていくというのが、大きな使命だと思います。ですから、そこに友好会館の指定管理委託をしようとしているのは、十分に機能を果たしてないから委託しておけばいいという発想に走ったのではないかと思います。どうですか。

○安里肇産業政策課長 決してそういうことではなくて、これまでの管理方法を変えて、民間の力を活用した形で何とかできないかという趣旨でございます。それから、正確を期す意味で、実は福建・沖縄友好会館は、そこで営業してはいけないんです。それがなかなか活用できなかった要因の一つになってるのかなと思います。そこで企業活動をして収益を得ることができない、ただ駐在事

務所としての活用しかできない。あそこに連絡員がいて、電話をとってやりとりをすると。それからもう一点は、このビル自体に外事弁公室、つまりパスポートを発行して国の一福建省の外務省が入っています。そういう意味でセキュリティーが非常に厳しいんです。そのあたりもあの会館の活用を難しくしている点なのかと思いますが、委員がおっしゃったように当初は技術交流、留学生の交流はやっていたと聞いております。

○当銘勝雄委員 難しさはあるかもしれませんが、行政は知恵袋ですからそこを、直接営業できないならそこに事務所をおいて、事務所からアプローチしていくというやり方もあると思います。そこを基本的に使うという方向での対応をしていただきたいということです。次に陳情第55号、天然ガスと温泉についてお聞きします。陳情者は沖縄県の復帰後は全国どこでもこういう開発を認めない、こういうことを言っていますが、これ本当ですか。

○安里肇産業政策課長 確かにほかの県でも似たような問題が起こっていると聞いております。ただ、すべての県で認めていないというようなことではないようです。宮崎県では1972年以降も採掘事業を認めているという情報をいただいております。

○当銘勝雄委員 これもそのとおりがわかりませんが、その採掘権を数億円かけて買い上げて採掘を停止させる、これ大変な話ですよ。実際にはあるんですか。

○安里肇産業政策課長 今委員からあったようなケースについては、承知しておりません。

○当銘勝雄委員 特に大阪府と近畿地方あたりは相当な温泉開発、天然ガス開発のために地盤沈下したというケースがたくさんありました。皆さんも記憶にあると思いますが、ここで県と文化環境部が言っている1日当たり240立米、240立米ということは2万4000トンですか、2400トンか。この程度の話だと量的に少ないので大したことはありません。沖縄本島の水の使用量というのは日量42万トン、240立米というのは240トンです。42万トンに比べたらほんのわずかな数値だから問題ありませんとここで言っているかもしれませんが、この事業というのは最初は240トンかもしれないが、どんどんふえていき規模拡大していきますが、今後の計画はどうなりますか。

○安里肇産業政策課長 事業計画については、委員がおっしゃった地盤沈下等については温泉法であるとか、国の専門家を入れた審議会できちんと審査された結果だと認識しております。今後そのような被害がないという認定のもとに許可がされたと聞いております。

○当銘勝雄委員 私が聞いているのは、240立米ですが、この量的拡大がどうなるのかという話です。例えば、現在が少ないから問題ありません・・・通る話かもしれないが、将来はどうなるのかということです。

○安里肇産業政策課長 このあたりについては別の担当になるかもしれませんが。ただ240立米ですか、それを事業としてやっても問題ないという結果が温泉審議会等、国の審議会に出ていると認識しておりますので、地盤沈下については問題ないということで認識しております。

○当銘勝雄委員 240立米だったら問題ない。では、今後ふえていく可能性があるのか。例えばこれが2万4000トン、2400トンとか。こうなっていく可能性もあるのかということです。

○安里肇産業政策課長 今のところふえていく計画にはなっていないようであります。

○当銘勝雄委員 この温泉と天然ガスについてですけど、240立米日量で採掘をして、くみ上げをして、これで採算がとれる話なんですか、どうなんですか。

○上原勝則産業振興統括監 委員がおっしゃっているのは、温泉の部分ですね。温泉の部分は実は文化環境部の所管で温泉法は文化環境部の所管です。温泉から付随して天然ガスが出てきます。この天然ガスをどうするべきか、そのままやると地球温暖化の最悪のメタンが出ます。こういう事実を我々はキャッチしたものですから。鉱業法は観光商工部の所管です。それで温泉からガスをそのまま放出するのではなくて、鉱業法の仕組みの中で温泉を組みかえる際に出てくるガスを活用するほうがいいだろうということで、うちのほうでこの事業を所管しています。ですから温泉法そのものについては文化環境部の温泉審議会のほうでどれくらい温泉を使うのか、どのように管理するのかというのは、既に向こうで審議されています。そこの部分については我々の所管ではないです

ので、委員にはお答えしづらいんです。今このほうで上がっているのは、あくまで温泉をくみ上げたときに出るガスの利用について鉱業法の所管だということで、この部分を産業政策課で所管するというのでございます。

○当銘勝雄委員 これについて平成17年に申請をして、ガス貯蔵施設の着工に着手したと、これは皆さんのほうで所管するわけですね。

○上原勝則産業振興統括監 はい、鉱業法に基づいてやりました。この温泉ガスを利用する場合には簡単には利用できなくて、鉱業法に基づいて鉱区を国のほうから許可をもらわないといけないんです。その許可をもらって温泉のガスをどう使ったらいいのかというモデル的な実験をこの会社がやったということでございます。

○当銘勝雄委員 施設は着手したと。これは1年でできる、どのくらいでできるんですか。

○安里肇産業政策課長 施設の設置等については1年でできるということのようです。しかし現在このような陳情が出ていると、周辺住民との合意が十分得られてないということで、今はとまっていると聞いております。

○当銘勝雄委員 この地域住民と合意が得られない、主な理由は何ですか。

○安里肇産業政策課長 陳情を出しておられる方の書いているとおり、やはり不安を抱えているのだと思います。ただそれに対しては、いろいろ説明していますが、それによってもなかなか理解が得られてないというのが原因かなと思っています。

○当銘勝雄委員 この問題と関連しまして、かつて商工労働部の所管の財団法人、天然ガス開発株式会社がありました。あれは結果的に採算がとれないということで断念したんですよね。断念したわけですが、今は問題もクリアされているということですか。

○安里肇産業政策課長 現在の事業計画は、天然ガスを採取してそれを燃料として使おうというような計画ですので、採算的には大丈夫との認識のもとに事業を組み立てていると聞いています。

○当銘勝雄委員 天然ガスとか温泉とか、もう一つ重要なものが用土問題があります。そこは加味しなくてもいいんですか。

○安里肇産業政策課長 今回のケースでは用土の採取については特にありません。

○当銘勝雄委員 天然ガスと温泉で十分いけるという見方なんですね。

○安里肇産業政策課長 事業者はそれなりの採算は計算されてのことだと思います。

○当銘勝雄委員 私の記憶では、天然ガス会社との用土分成分がないということで断念した記憶を持っていますが、どうなんですか。

○上原勝則産業振興統括監 当時の沖縄天然ガス株式会社は埋蔵量もそれくらいあるだろうという調査のもとに掘って、用土もある程度出るだろうという想定のもと立ち上げた経緯があるようです。しかし結果的には思うような用土の量もなかなか出てこなかったと、それからガスそのものの埋蔵量で国が調査した割には出てこなかったということで、断念したと聞いております。

○当銘勝雄委員 いつかの新聞で沖縄県の中南部は埋蔵量があるという記事を見た覚えがあるんですが、やっぱりそれはあるんですか。

○上原勝則産業振興統括監 その後沖縄天然ガス株式会社は解散しましたが、あちこちで温泉が掘られています。今10カ所くらいあるでしょうか。その温泉から出るガスを分析したところ、従来の出所からは違うガスが出ている可能性があるという分析結果が出ました。もしかしたら従来の地層ではなくてさらに深い基盤と言っていますが、そこら辺から湧き出ているガスの可能性があるという治験が出まして、国も注目しています。再度、天然ガス探査したところで、再度磁針探査で具体的に地層を調べてみようという議会のほうで補正を認められて、中南部一帯を再度探査してみようという事業計画になっております。

○当銘勝雄委員 皆さんが指定した豊見城市の豊崎の観光振興地域指定、そこも温泉を開発してお客さんをお呼びしているんで、ぜひ調査をして沖縄県の

産業活性化のために、役立つものがあればやってほしいとお願いします。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

玉城満委員。

○玉城満委員 先ほど渡久地委員のほうから県に対しての広域調整についての話でしたが、現行の法律で今商業的広域調整ができないと観光商工部長の答弁でございました。基地の跡地利用の問題、沖縄振興特別措置法が来年から変わるといふ、その中で沖縄はどんどん基地を返還していくわけだから、その辺のルールを新しく入れ込む予定はございませんか。

○登川安政商工振興課長 こういった大規模小売店舗に係る関係で制度という形での検討はやっていませんけれども別の方面から、これから牧港、普天間、この普天間基地より以南の大規模基地が返還されてきます。その中でどのような地域づくりにするかについては、今企画部のほうでことしから来年にかけて中南部都市圏域中南部都市跡地利用の広域構想策定調査を始めているところがございます。その中で基本としてましては、基地所在の市町村が利用計画を素案という形でまとめていますけれども、それを一つベースとしながら広域的な沖縄県のまちづくりがどうあるべきかどうかの調査を実施しているところがございます。

○玉城満委員 ぜひこれをやってもらいたいということと、やっぱり特殊だと思えます。沖縄県は基地を抱えている手前、新しい都市計画をするにしても、中心市街地を活性化するにしてもかなり他府県とは違う土地柄になっているわけです。現行の日本の法律や制度で当てはめると、ふぐあいが生じるということが沖縄県の中ではあると思えます。その辺はふぐあいがあると感じたらここがこうしないといけないのではないかと、いろんな制度をすぐにでも手をつけて平成23年度から変わるわけですよ、新振計ができるわけですよ。そういうところにしっかり内容を盛り込んでいくという意気込みを観光商工部長の口からお聞きしたい。

○勝目和夫観光商工部長 これから嘉手納基地以南で1000～1500ヘクタールくらいの土地が返還されるということで、非常に大きな土地が返ってきます。そこで、いろんな計画を立ててると当然周辺に影響があります。ですからお答えしましたように地域の市町村や地権者、利用者、関係者、そういった合意形成

が絶対必要になっていくと思いますので、今企画部を中心にやっていますが、我々も積極的に入り込んで調整をどんどんやっていきたいと思っています。

○玉城満委員 ぜひ、早目にやっていただきたいなと思います。処理方針を読んでいると矛盾しています。総合的な観点から考慮する必要があることから、大規模集客施設の立地に特化したゾーニングを行うのは適切ではない。このように文章をこうせざるを得ないようなルールになっているわけですよ。下はですね、同市と連携しながら支援していきたいと考えておりますとあります。中心市街地と開発地域と表裏一体で並んでるわけです。しっかりとしたモデルとして県がリードしていただいて、中心市街地もしっかりと生かし、新しい開発地域も生かしていくというようなゾーニングをこれからもやっていただきたいと要望して、よろしくお願いいたします。

○勝目と夫観光商工部長 役割分担があると思いますので、地域が活性化していくようにそういうのは支援していききたいと思っています。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 18ページの尖閣に絡む上陸の調査に絡む件ですけど。県の処理方針が余りにも客観的すぎて、これで沖縄県かという思いがしています。県はこの上陸の陳情に関してどういうスタンスで国と対峙しましたか。

○勝目と夫観光商工部長 基本的には国が管理するところですので、直接国に県からアプローチしてはおりません。

○座喜味一幸委員 尖閣諸島を含む東西1000km、南北400kmというその空間、海洋資源は沖縄県にとって財産だと知事は大いに沖縄21世紀ビジョン、新しい振興計画中でもおっしゃっていますが、観光商工部あるいは尖閣諸島絡みで排他的経済水域を含む空間、海洋資源、これをどのように評価されてますか。

○勝目と夫観光商工部長 知事が答弁していますとおり、東西1000km、南北400kmは沖縄県の財産だと思っております。

○座喜味一幸委員 尖閣周辺、漁船操業に行っている、その中で我々県議会に

においても尖閣周辺における安定操業等々の議会の意見書決議をしました。今尖閣周辺に行く漁船、漁民はどういうルールで操業してますか。

○**勝目 和夫 観光商工部長** 基本的な県のスタンスとしては、安全を確保する、創業が普段どおりできるようにと国に対して強く要望しており、県としてもそういうことがないよう、常時情報を収集しています。

○**座喜味 一幸 委員** 漁船の衝突事故以来、いろいろと地域漁業者、地域自治体から尖閣に対する要望等が出ているかと思いますが、大まかにどういう中身になっていきますか。

○**玉城 ノブ子 委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、観光商工部長から総務部に所管改定を要望している旨説明があった。)

○**玉城 ノブ子 委員長** 再開いたします。

○**座喜味 一幸 委員** 今の問題が、個人的には尖閣諸島の実効支配というのがいろんな動きとか危機感を持っているから、あえてそのような県の組織、例えば、ウミンチュが尖閣列島周辺で漁業に行くときに必ず海上保安庁に時刻を電話して、位置所在まで電話して、魚がないからまた移動するときには全部移動まで海上保安庁の管理のもとに安全を守ってもらうというのか、いろんな現場では苦勞をしている。それからいろんな危機感、ある一線からまた少し狭まって操業が中のほうに入ってきて、安全側に入ってきてるといろいろな絡みがあるのに、肝心かなめの尖閣に対する県の危機感が感じられない。今ようやく、組織をつくろうかという話があること自体、私は極めて県の取り組みが甘いと思います。単なる固定資産税の調査とかいうものの、本音の部分としては石垣市の議会、市長の領土領海に対する危機感、そういうものを含めての問題提起だと思っております。それはいろんな海上の保安の問題、操業の問題含めて、何とか尖閣で避難港をつくらせてほしいという話にしたって、これが県に上がってきたときに、どっちが窓口かわかりませんと、どこでそういう話をするんですかということで、非常に現場でもイライラしている部分があります。これを早急にどういう体制をとっていくのかという風通しの部分と、組織で県としての考え方、県のしっかりとしたスタンスがないと相当大きな問題になってく

と思っています。ぜひ実効支配とか外交とか、県の所管ではないと言わずに、我々県として、今後尖閣諸島を含む領土領海においてどういうことをすべきかということ、検討していく時期にきていると思いますが、どうでしょう。

○**勝目 和夫 観光商工部長** 我が部の立場としては、交流推進課がもともと国際とついでましたので所管しておりまして、どちらかという交流与合作を推進するところで、やはり尖閣諸島の危機問題についてはコメントが部の範ちゅうを越えて非常にしずらい部分があります。そういう尖閣の問題は今後ともいろいろと起こってくるということで、行政改革推進課でこういうケースについての窓口を早く裁定して、設置してほしいと今要望しております。この件は早急に今後詰めていきたいと思っております。

○**座喜味 一幸 委員** 速やかな条件で要望して終わります。

○**玉城 ノブ子 委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**玉城 ノブ子 委員長** 質疑なしと認めます。

以上で、観光商工部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

どうぞ御退席ください。

(休憩中に、執行部退席)

○**玉城 ノブ子 委員長** 再開いたします。

議案及び陳情等の質疑についてはすべて終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

休憩中に議案及び陳情等の採決の順序及び方法について、御協議をお願いいたします。

(休憩中に、議案及び陳情等の採決などについて協議)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

これより、議案及び陳情等の採決を行います。

まず、乙第18号議案「沖縄県中山間地域等直接支払事業基金条例を廃止する条例」及び乙第19号議案「沖縄県産業振興基金条例の一部を改正する条例」の条例議案2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第18号議案及び乙第19号議案の条例議案2件は原案のとおり可決されました。

次に、陳情等の採決を行います。

陳情等の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に閉会中継続審査、調査事件の申し入れの件についてお諮りいたします。

先ほど閉会中継続審査、調査すべきものとして決定した陳情23件とお手元に配付しております、本委員会所管事務調査事項閉会中継続審査及び調査事件として議長に申し入れたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次にお諮りいたします。

ただいま議決いたしました、議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 御異議なしと認めます。

よってさよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案及び陳情等の処理はすべて終了いたしました。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 玉城 ノブ子